

第二期 福井市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績及び令和6年度計画(施策別)

資料5

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度
						計画	実績	成果と課題	計画
〔1〕結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます	1 結婚に向けた支援の充実	1 結婚への意識の醸成	1	出愛♡恋々応援事業	3 女性活躍促進課	結婚を希望する男女を対象に、「婚活スクール」を開校し、結婚意識や婚活スキルを高める講座や婚活イベント、結婚相談などの交際サポートなど、出会いから交際、結婚に至るまで一貫した結婚支援を行う。 また、20代の社会人向けに、結婚・子育てなど様々な将来を描く未来デザイン講座を開催し、若者が結婚に対して前向きになるよう意識の醸成を図る。	結婚を希望する男女を対象に、結婚への意欲や婚活スキルを高める学びの講座と、婚活イベントや仲人ボランティアによるお見合い等の出会いの場を提供する「婚活スクール」を開校し、総合的に結婚への支援を行ったほか、独身の子を持つ親を対象に、独身者を取り巻く現状や親子の関わり方を学ぶセミナーを開催した。 婚活講座 開催数15回 参加者数150人 婚活イベント 開催数4回 参加者数113人 親セミナー 開催数1回 参加者数37人 また、企業の若手社員を対象に、将来の結婚・子育て等のライフプランを描く未来デザイン出前講座を開催した。 出前講座 開催数2回 参加者数75人	結婚意欲や婚活スキルを高める講座の開催により、アンケートで「婚活に対して自信がいた」、「結婚への意欲が高まった」と回答した割合がいずれも参加者の9割以上となり、結婚に前向きになる意識の醸成が図られた。 また、婚活イベントでは、参加者113人の内、52人が連絡先の交換に至った。交換が成立しない人や成立しても交際に繋がらない人に対しては、縁活お助け人(仲人ボランティア)による結婚相談やお見合い相手の紹介を行い、成婚までの一貫した支援を行った。 今後も引き続き、出会いから交際、結婚に至るまで総合的に結婚を支援していく。	引き続き、結婚を希望する男女を対象に、「婚活スクール」を開校し、結婚意識や婚活スキルを高める講座や婚活イベント、結婚相談などの交際サポートなど、出会いから交際、結婚に至るまで一貫した結婚支援を行う。 また、若手社会人を対象に、結婚・子育てなど様々な将来を描く未来デザイン交流会を開催し、若者が結婚に対して前向きになるよう意識の醸成を図る。
			2	子育て情報発信事業	8 こども政策課(子育て支援課)	「はぐくむ.net」内で結婚支援に関する情報提供及び随時更新を行う。 はぐくむ.net閲覧数 19,640件	はぐくむ.net内で結婚支援に関するイベント情報やコラムを掲載し、情報提供を行った。 婚活イベント等について随時更新し、情報発信を行った。 はぐくむ.net閲覧数 19,640件	はぐくむ.netを通して、結婚支援や子育てに関する情報を随時更新し、情報提供を行うことができた。	「はぐくむ.net」内で結婚支援に関する情報提供及び随時更新を行う。
		2 経済的自立に向けた支援	3	企業立地支援事業	13 企業立地推進課(商工振興課企業立地推進室)	市内に工場等を立地する企業や、空き工場、空きオフィス等の既存ストックを活用し事業を行う企業に対して支援し、本市の産業構造の高度化や雇用機会の拡大を図る。	企業訪問等により本市のPRや支援制度の周知を図り、立地を働きかけた。 企業立地支援指件数:6件	企業訪問やイベントなどにより本市のPRや支援制度の周知を図ったことで、立地を促進することができた。	市内に工場等を立地する企業や、空き工場、空きオフィス等の既存ストックを活用し事業を行う企業に対して支援し、本市の産業構造の高度化や雇用機会の拡大を図る。
			4	中小企業労働相談事業	14 しごと支援課	中小企業雇用促進相談員を配置し、市内企業を訪問して、雇用や採用状況等の現状と課題の聞き取りを行うとともに、国の補助金制度をはじめとする各種支援制度について情報提供を行う。	中小企業雇用促進相談員が企業を訪問し、制度周知などを行った。 企業訪問数:248社	R5年度は1社あたりの訪問時間を延ばし、企業の課題等をより深く聞き取りしううえで、子育てがしやすい、働きやすい職場環境づくりのための制度について情報提供を行った。	中小企業雇用促進相談員を配置し、市内企業を訪問して、雇用や採用状況等の現状と課題の聞き取りを行うとともに、国の補助金制度をはじめとする各種支援制度について情報提供を行う。
			5	市営住宅管理事業	20 市営住宅課	令和5年度中に東安居団地(D棟)の完成を目指す。	計画どおり東安居団地(D棟)を完成させることができた。	今後も、新しく完成した東安居団地(D棟)を含め、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給していく。	住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を供給する。
			6	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び情報提供	19 住宅政策課	住宅の確保に配慮を要する人(住宅確保要配慮者)に対し住宅の安定確保に努める。 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録事務を行い、ホームページで情報提供を行う。	セーフティネット住宅(入居を拒まない住宅) R5新規登録数 12棟 104戸 R6.3現在登録数 232棟 1,529戸	今後も住宅セーフティネット制度を周知し、登録数の増加を図る。また、ホームページ等で情報提供を行う。	住宅の確保に配慮を要する人(住宅確保要配慮者)に対し、住宅の安定確保に努める。 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録事務を行い、ホームページで情報提供を行う。
			6-1	結婚生活スタートアップ応援事業	3 女性活躍促進課	令和5年10月から新たに、新婚世帯の新生活に伴う経済的負担を軽減し、若い世代の結婚に対する機運醸成を図るため、新生活のスタートアップに要する費用を補助する。	夫婦の合計所得500万円未満の新婚世帯に対して、新生活のスタートアップに係る費用を最大100万円補助した。 結婚生活補助金 対象経費:住宅賃借費用や引越費用等 申請件数:58件 結婚支援金 対象経費:指定なし(家電・学式費等を想定) 申請件数:107件	「補助制度が結婚へのきっかけの1つになった」とアンケートで回答した割合が67.5%となっており、結婚を希望する若者を後押しすることができた。 今後も引き続き、結婚を希望する若者を経済的に支援していく。	引き続き、新婚世帯の新生活に伴う経済的負担を軽減し、若い世代の結婚に対する機運醸成を図るため、新生活のスタートアップに要する費用を支援していく。
3 次代の親の育成	7	育児体験学習の充実	8 こども保育課(子育て支援課)	保育園・認定こども園において地域の小中学生・高校生を保育体験や行事等に招き、乳幼児とふれあうことで、成長や発達について知る機会を提供する。	園と各学校等が連絡をとり感染対策を取りながら、保育体験や行事等において、学生の受入を行った。	おおむね計画通り学生を受け入れることができ、乳幼児とのふれあいを通して、成長や発達について認識を深めてもらうことができた。	保育園・認定こども園において、地域の小中学生・高校生を保育体験や行事等に招き、乳幼児とふれあうことで、成長や発達について知る機会を提供する。		

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度	
						計画	実績	成果と課題	計画	
【1】結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます	2 安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減	3 次代の親の育成	8	男女共同参画意識啓発教材(夢への招待状)	3 女性活躍促進課	キャリア教育連絡協議会と連携しながら、小中学校に対し、「夢への招待状」を周知し、性別に関わらず、個性や能力を生かした職業観の醸成につなげていく。	小中学校教頭会、キャリア教育連絡協議会、教職員校務別研修・目的別研修において、「夢への招待状」とその様々な活用方法について周知した。 活用校数 60校/75校	「夢への招待状」の制作意図・収録内容・活用方法等について、直接教職員へ周知することで、多くの学校で活用され、児童・生徒に対し、将来の夢を自由にイメージする機会、自分らしい生き方について考える機会を提供することができた。 今後も引き続き周知に努めていく。	引き続き、キャリア教育連絡協議会と連携しながら、小中学校に対し、「夢への招待状」を周知し、性別に関わらず、個性や能力を生かした職業観の醸成につなげていく。	
		4 母子の健康の確保と増進(妊娠・出産期)	9	妊娠・子育てサポートセンターふくっこ事業	10 ども家庭センター(健康管理センター)	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施やプレマ教室の開催、助産師や心理カウンセラーによる相談対応を行い、引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施する。	妊娠届出時の面接:1,815件 来所相談:1,019人 プレマ教室:12回 213人 助産師ママくらぶ:34回 635人 助産師相談:12回 20人 心理カウンセラー相談:17回 26人	保健・福祉・医療等の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期における様々な母子の悩みや課題に対して寄り添い切れ目ない支援を行うことで、健やかな児の成長発達のための支援に努めた。今後は更に、ども家庭センターと併せて、ふくっこ相談・ダイヤルについて周知し、利用促進につなげ、子育て支援の充実に努めることが必要。	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施やプレマ教室の開催、助産師や心理カウンセラーによる相談対応を行い、引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施する。	
			10	妊婦健康診査事業	10 ども家庭センター(健康管理センター)	妊産婦健康診査を実施し、母子の病気や異常の早期発見に努める。また、健診費用を助成し、経済的負担を軽減するとともに、適切な回数の受診を促す。	妊婦一般健康診査(1回~14回)の平均受診回数 11.9回	妊産婦健康診査の適切な回数の受診を促すとともに、健診費用を助成することで、母子の病気や異常の早期発見につなげた。	妊産婦健康診査を実施し、母子の病気や異常の早期発見に努める。また、健診費用を助成し、経済的負担を軽減するとともに、適切な回数の受診を促す。	
			11	産後ケア事業	10 ども家庭センター(健康管理センター)	家族等から出産後の育児支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対して、安心して子育てができるよう、助言や育児手技等の支援を行う。希望者に対して円滑に支援が提供できるように委託施設の拡充を図る。	宿泊型、通所型、訪問型の産後ケアを実施した。 宿泊型:6人延15泊、通所型:3人延7回、訪問型:8人延17回	出産後1年以内の支援の必要な母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行うことで、産後も安心して子育てにつながるよう努めた。	母子保健法に基づき、出産後1年以内の母児に対し、安心して子育てができるよう、助言や育児手技等の支援を行う。 利用希望者を可能な限り受け入れ、妊娠中からの申請を可能とする。 支援が提供できるよう委託施設の拡充を図る。	
			12	妊産婦・新生児訪問指導	10 ども家庭センター(健康管理センター)	訪問対象者に、助産師、保健師、看護師による訪問を実施し、出産・育児に関する助言・指導を行い、妊産婦の健康の保持増進と新生児の健全な発育を支援する。	[助産師、保健師、看護師の家庭訪問実績] 妊婦:56件 産婦:1,372件 新生児:58件 未熟児:28件 乳児:1,671件 幼児:46件 その他:6件	出産・育児に関する助言・指導を行うことで、妊産婦の健康の保持増進と新生児の健全な発育を促すことに努めた。	訪問対象者に、助産師、保健師、看護師等による訪問を実施し、出産・育児に関する助言・指導を行い、妊産婦の健康の保持増進と新生児の健全な発育を支援する。	
			13	風しん抗体検査事業	11 地域保健課	市が指定する医療機関において、妊娠を希望する女性や配偶者等に風しん抗体検査を実施し、風しんの感染予防及びまん延防止を図る。	市内医療機関122か所において、妊娠を希望する女性や配偶者等に対する風しん抗体検査を実施した。 令和5年度実績 185件	市医師会に検査委託することで、市民の利便性に考慮した検査機会を確保することができた。	市が指定する医療機関において、妊娠を希望する女性や配偶者等に風しん抗体検査を実施し、風しんの感染予防及びまん延防止を図る。	
			5 不妊に対する支援	14	特定不妊治療費助成事業	12 地域保健課	県助成事業として、保険適用となる治療、先進医療・審議中の技術と組み合わせて実施する治療、保険適用回数終了後の治療の一部を助成する。 申請期限が年度末から治療終了後7か月以内に变更されたため、引き続き制度の周知を行う。	県助成事業として、保険適用となる治療、先進医療・審議中の技術と組み合わせて実施する治療、保険適用回数終了後の治療の一部を助成する。 (補助件数、補助額) 640件 48,235,323円	保険適用となる治療は、高額療養費や付加給付制度に該当すると還付に時間を要するため、治療終了後すぐに申請できない場合が多い。 また、申請後に還付を受けていたことが申請者からの申告により判明し、返還を求める事例が3件あった。	引き続き県助成事業として、保険適用となる治療、先進医療・審議中の技術と組み合わせて実施する治療、保険適用回数終了後の治療の一部を助成する。また、申請時に高額療養費や付加給付の有無を詳細に確認していく。
			6 出産・子育て後の職場復帰への支援	15	男女共同参画センター事業(再チャレンジ支援講座)	3 女性活躍促進課	離職中または非正規から正規への転職を考える女性に必要な知識や役立つ情報を提供し、再就職を支援する。 講座開催数 2回	結婚・出産・育児等で離職し再就職を望む女性や、新しい仕事にチャレンジしたい女性を対象に、再就職の際に必要な知識や情報を学ぶ講座を開催した。 講座 開催数2回 参加者数38人	ビジネスマナーやライフプラン、労働に関する法律や各種保険等、必要な知識や情報について学べる機会を提供することで、女性の再チャレンジを支援した。 今後も女性の再就職や起業につながるような講座を開催していく。	引き続き、離職中または非正規から正規への転職を考える女性に、必要な知識や役立つ情報を提供し、再就職を支援する。 講座開催数 2回
			7 思春期保健対策の充実	16	性教育年間指導計画作成	2.5 保健給食課	全児童生徒に対し、性に関する健全な意識を浸透させ、命の大切さに対する意識の向上を図る。また、心身の機能の発達と心の健康を理解し、悩みへの適切な対処ができるよう、発育・発達段階等を踏まえた年間指導計画を作成し、計画的・継続的に指導を実施する。	全小中学校(小学校51校、中学校24校)において、性に関する指導の年間計画に基づいた指導を実施。各学校において、児童生徒や地域の実態に合わせ、学級担任や体育科・保健体育科教員、養護教諭だけでなく、学校医等と連携を図り、発達段階に応じた内容の指導を実施した。	各学校において、保健体育や保健指導をはじめ、各教科や行事など、学校教育活動全体において指導することができた。今後も発達段階に応じた指導ができるよう、学校医等と連携した指導を依頼していく。	全児童生徒に対し、性に関する健全な意識を浸透させ、命の大切さに対する意識の向上を図る。また、心身の機能の発達と心の健康を理解し、悩みへの適切な対処ができるよう、発育・発達段階等を踏まえた年間指導計画を作成し、計画的・継続的に指導を実施する。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度	
						計画	実績	成果と課題	計画	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	3 子どもの健康の確保と増進	8 母子の健康の確保と増進(子育て期)	17	乳幼児健康診査事業	10	こども家庭センター(健康管理センター)	乳児健診は引き続き医療機関での個別健診を継続。幼児健診は清水健康管理センター会場を中止し、市健康管理センターに集約する。未受診者には必要に応じて他機関の協力を得ながら受診勧奨を行う。	医療機関での乳児健診(個別健診)、健康管理センターでの幼児健診(集団健診)を実施した。 【受診率】 1か月児健診 97.4% 4か月児健診 96.6% 10か月児健診 96.0% 1歳6か月児健診 36回/年 96.7% 3歳児健診 48回/年 96.5%	乳幼児の疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減につなげることができた。健診未受診者には、通知や電話、图等を通じて勧奨するとともに、未受診の理由の確認や必要な支援につなげることができた。	乳幼児の疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため健康診査を実施する。未受診者には必要に応じて他機関の協力を得ながら受診勧奨を行う。
			18	乳幼児期の健康教育及び相談	10	こども家庭センター(健康管理センター)	にここ子育て相談会を「にここ相談会」に名称を変更し、妊婦も対応する教室とする。各地区のニーズに合わせた健康教室や相談会を実施し、乳幼児の心身の成長や発達について正しい知識の普及を行う。	健康管理センターにて、助産師や保健師等による健康教室や相談会を実施した。 にここ相談会 年12回 センター教室 年3回 地区教室・相談会 年3回	乳幼児の心身の成長や発達について正しい知識の普及することができた。にここ相談会では、妊婦も対象としたことで、妊娠中から妊婦の不安に寄り添い適切な指導助言を行うとともに、妊娠期から子育て期を通した相談支援に努めた。	各地区のニーズに合わせた健康教室や相談会を実施し、乳幼児の心身の成長や発達について正しい知識の普及を行う。
			19	予防接種事業	10	こども家庭センター(健康管理センター)	医療機関での個別接種を継続し、乳幼児にとって望ましい時期に各種予防接種を実施し、感染症を予防する。高い接種率が望まれる麻しん風しん予防接種未接種者への接種勧奨を実施する。	・望ましい時期に接種できるよう個別通知を郵送し、医療機関での個別接種を実施した。 ・高い接種率が望まれる麻しん風しん予防接種の未接種者に、ハガキ及び電話による接種勧奨を実施した。 【接種率】 麻しん風しん1期 96.9%、2期 94.3%	乳幼児にとって望ましい時期に各種予防接種を実施することで、各種感染症の予防に努めた。しかし、国の目標とする接種率95%以上には到達しておらず、今後も未接種者への勧奨に努める。	医療機関での個別接種を継続し、乳幼児にとって望ましい時期に各種予防接種を実施し、感染症を予防する。高い接種率が望まれる麻しん風しん予防接種未接種者への接種勧奨を実施する。
			20.1	教育・保育施設や学校における健康診断 1	8	こども保育課(子育て支援課)	子どもたちが健やかな園生活を送ることができるよう、公立保育園・認定こども園の園児について、年2回の健康診断(年1回の尿検査含む)および年1回の歯科健診を実施し、成長発達の確認および疾病の早期発見を行う。	公立保育園・認定こども園の園児に対し、健康診断や歯科健診を実施した。 健康診断 年2回(年1回の尿検査を含む) 歯科健診 年1回	健康診断や歯科健診を計画的に実施することで、子どもたちの成長や発達の確認及び疾病の早期発見につなげることができた。	子どもたちが健やかな園生活を送ることができるよう、公立保育園・認定こども園の園児に対して、年2回の健康診断(年1回の尿検査含む)および年1回の歯科健診を実施し、成長発達の確認および疾病の早期発見を行う。
			20.2	教育・保育施設や学校における健康診断 2	25	保健給食課	・児童・生徒及び幼児の健康診断を実施。 ・心電図検査を実施(小学1年生、4年生、中学1年生) ・血液検査を実施(中学1年生) ・内科健診、歯科健診、尿検査を実施(全小中学生)	【受診率】 心電図検査(対象:小学1、4年生、中学1年生) 99.8% 血液検査(対象:中学1年生) 99.9% 内科健診(対象:全小中学生) 98.5% 歯科健診(対象:全小中学生) 97.8% 尿検査(対象:全小中学生) 99.6%	長期欠席者以外はほぼ全員が受診しており、健康状態の把握および学校生活を送るうえでの効果的な健康管理が行えている。長期欠席者にも引き続き受診勧奨を行っていく。	・児童・生徒及び幼児の健康診断を実施。 ・心電図検査を実施(小学1年生、4年生、中学1年生) ・血液検査を実施(中学1年生) ・内科健診、歯科健診、尿検査を実施(全小中学生)
			21	子どもの応急手当支援事業	21	救急救助課	救命処置や応急手当の講習に加え、不意に発生する水難事故への対処方法の指導を、感染症の拡大防止に配慮したうえで、引き続き行っていく。(若年層)	子どものケガ等への応急手当を普及するため、小児救急講習会を開催し、また、小学校のプール学習時に水難事故への対処方法について指導した。 小児救急講習: 11回 水難事故への対処方法指導: 9校	救命処置や応急手当、不意に発生する水難事故への対処方法の普及を図ることができた。次年度も、救命処置や応急手当講習会について、本年度同様、感染症対策に配慮し進める必要がある。	救命処置や応急手当の講習会を引き続き行っていく。(若年層)
			22	小児救急医療支援事業	10	保健総務課	休日の一次救急医療体制を確保するため、休日急患センターおよび休日急患歯科診療所を開設する。 休日急患センター 122日 休日急患歯科診療所 75日	休日の一次救急医療体制を確保するため、休日急患センターおよび休日急患歯科診療所を開設した。 休日急患センター 122日 休日急患歯科診療所 75日	感染症の流行・受診者数の増加に応じて、医師・看護師・薬剤師など必要な人員を増強し、適切な診療体制を提供できた。引き続き、休日の一次救急医療体制を確保していく。	休日の一次救急医療体制を確保するため、休日急患センターおよび休日急患歯科診療所を開設する。 休日急患センター 122日 休日急患歯科診療所 75日
23	乳幼児期の食育の推進	10	こども家庭センター(健康管理センター)	健康管理センターや公民館等において、栄養士等による教室を実施する。 離乳食教室 36回/年	健康管理センターにおいて、栄養士による教室を実施した。 離乳食教室 36回/年	生後5か月・7か月児を対象に栄養士による食育推進のための教室を計画通り実施することができた。	こども家庭センターにおいて、食育推進のための栄養士による教室に加え、保健師による乳児期の成長・発達のポイント等を含めた教室も実施する。 離乳食教室 36回/年			

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度
						計画	実績	成果と課題	計画
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	3 子どもの健康の確保と増進	10 食育の推進	24	保育園・認定こども園食育推進事業	8 こども保育課(子育て支援課)	子どもたちの健やかな成長のため、園訪問による給食指導及び食育指導や子育て相談会を実施し、望ましい食習慣の定着を図る。 園訪問 延べ26回 子育て相談会 5回	園訪問を行い、園児の喫食状況の確認や職員への助言、食育紙芝居を行ったほか、食に関する相談会を実施した。 園児の喫食状況の確認や職員への助言、食育紙芝居等を通して、子どもたちの健全な食生活や望ましい食習慣の定着を図ることができた。	子どもたちの健やかな成長のため、園訪問による給食指導及び食育指導や子育て相談会を実施し、望ましい食習慣の定着を図る。	
			25	学校における食育の推進	25 保健給食課	各小中学校において、栄養教諭及び学校栄養職員を中心に、食に関する指導計画に基づき指導や食育推進事業を進めていく。 指導回数 868回/年	栄養教諭等を中心に、担任と連携を取りながら給食時間等を活用し、食育指導ができた。一方で食育指導の時間確保が難しい状況にあるため、他教科との関連を探りながら指導時間の確保につなげていく。	各小中学校において、栄養教諭及び学校栄養職員を中心に、食に関する指導計画に基づき指導や食育推進事業を進めていく。	
			26	家庭における食育の推進	25 保健給食課	・児童・生徒に望ましい食習慣や栄養に関する正しい知識を習得できるよう給食だより等を毎月配布する。 ・フェイスブックによる食育情報の発信を行う(月3回程度)。	・給食だより等を通じ、望ましい食習慣や栄養に関する正しい知識の普及啓発を行った(毎月発行)。 ・フェイスブックにより、学校給食や食育に関する情報のほか、家庭で簡単に作れるレシピを発信した(30回/年)。	・児童・生徒が望ましい食習慣や栄養に関する正しい知識を習得できるよう、給食だより等を毎月配布する。 ・フェイスブックによる食育情報の発信を行う。(月3回程度)	
			27	食育推進事業	15 農政企画課	食育推進計画に沿った食育イベント(年1回以上)の開催や市政広報等において、家庭等での食育の啓発を行う。 イベント開催数 1回:10月(越前ふくいマルシェにおいて食育ブースを出展) 情報発信 市政広報掲載 6/10号	食育イベントの開催や市政広報等において、食育の啓発を行った。 イベント開催数 1回:10月(越前ふくいマルシェにおいて食育ブースを出展) 情報発信 市政広報掲載 6/10号	計画どおり、イベントや市政広報などで食育の啓発を行った。今後もイベントなどを通じて食育の啓発を行っていく。	
	4 幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成	11 教育・保育の量の確保と質の向上	28	公立保育園等環境整備事業	8 こども保育課(子育て支援課)	園のバリアフリー化工事及び老朽化した設備の改修工事等を行うことで安全・安心な教育・保育環境を維持する。 バリアフリー化 1園(令和4年度から繰越) 老朽化した設備の改修 5施設	計画的に老朽化した園舎等の改修を実施し、安全・安心な教育・保育環境を維持することができた。	園の老朽化した設備の改修工事を行うことで安全・安心な教育・保育環境を維持する。	
			29	私立教育・保育施設等整備補助事業	8 こども保育課(子育て支援課)	低年齢児の定員に不足が見込まれる九頭竜区域において、低年齢児の定員拡充及び老朽化対策のための認定こども園整備に対し、補助を行う。 施設整備(こども園化) 1園 補助額 300,679千円	認定こども園化により、低年齢児の定員が拡充され、低年齢児の受け入れ体制の強化を図ることができた。	防犯対策の強化や衛生環境改善のための整備を行うことで、園児にとって安全な環境を整える。	
			30	私立教育・保育施設運営費補助事業	8 こども保育課(子育て支援課)	私立の教育・保育施設の運営及び教育・保育内容の充実のために要する経費を補助する。 令和5年度執行見込 421,994千円	私立園に対し、各種補助を実施し、教育・保育施設の運営及び教育・保育内容の充実と寄与した。 令和5年度執行見込 421,994千円	運営費の補助により、私立園の運営にかかる経済的負担を軽減することで、教育施設の運営及び教育・保育内容の充実を図ることができた。	
			31	研修指導事業	8 こども保育課(子育て支援課)	・アクションプログラムvol13に基づき、教育保育内容等についての専門的な研修等を行い、園職員の資質向上と専門性を高める。 ・公開保育や研究発表会等を通じて、研究指定園等の研究内容や学びを公私立園に伝え、共有することで、保育者の資質向上と専門性を高める。 ・集合型研修に加え、オンラインでの研修会や研究発表会をWeb上で開催した(26回)。 ・研究指定園での公開保育や研究発表等を行い、公私立保育園・認定こども園の職員に情報を共有した(26園)。	教育保育内容等についての専門的な研修や公開保育、研究発表等を通じて、保育者の資質向上と専門性を高めることができた。 また、職員間における情報共有が図られ、今後の保育・教育内容の充実につながることを期待される。	・アクションプログラムvol13に基づき、教育保育内容等についての専門的な研修等を行い、園職員の資質向上と専門性を高める。 ・公開保育や研究発表会等を通じて、研究指定園等の研究内容や学びを公私立園に伝え、共有することで、保育者の資質向上と専門性を高める。	
			32	児童館運営事業	24 こども育成課(学校教育課放課後児童育成室)	・児童館で、児童に健全な遊び場を提供し、地域の中で児童の健全育成を推進する。 ・毎週木曜日の午前中に「子育てひろば」を開催する。 ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、一般来館の受け入れも通常運営とした。 ・令和6年度(第5期)からの指定管理者を選定した。	・令和4年度に比べ利用者数が増加した。 ・指定管理制度を継続することで、今後も安定的かつ効率的なサービスを提供できることが見込まれる。	・児童に健全な遊び場を提供し、地域の中で児童の健全育成を推進する。 ・利用者アンケートをとり、今後の児童館の在り方の検討につなげる。	

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度	
							計画	実績	成果と課題	計画	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	4 幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成	12 児童の健全育成	33	放課後児童健全育成事業	24	こども育成課 (学校教育課放課後児童育成室)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後留守家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため放課後児童会、児童クラブを運営する。 ・利用ニーズなど各地区の状況を踏まえた整備方針を検討し、利用を希望する児童の受け入れ体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後留守家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため放課後児童会、児童クラブを運営する。 ・利用ニーズなど各地区の状況を踏まえた整備方針を検討し、利用を希望する児童の受け入れ体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後留守家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため児童クラブを運営した。 ・各地区の利用状況から、受入体制の整備等を行った。 ・社南地区の学童保育事業において、旧至民中学校が老朽化したため同施設内の旧治水記念館を改修し移設 ・旧明新公民館を長寿命化するための屋上防水工事を実施 ・令和6年度受入れに向け、木田地区および社南地区において新設、中藤島地区および和田地区で施設の改修工事を行い定員を拡大 ・高学年の受入を推進するため、森田地区にて低学年の早期お迎えによる割引を行う事業を試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、82か所で放課後児童クラブを運営した。 ・令和6年度利用申込みの状況から、今後も利用を希望する児童数が増加することが想定されるため、受入体制を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、84か所で放課後児童クラブを運営し、放課後留守家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 ・利用ニーズなど各地区の状況を踏まえた整備方針を検討し、利用を希望する児童の受け入れ体制を整える。
			34	放課後子ども教室推進事業	24	こども育成課 (学校教育課放課後児童育成室)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブの受け皿確保や児童クラブと放課後児童教室の一体的な取組の推進を目的とした放課後子ども総合プラン推進委員会を開催する。 ・放課後の児童の安心・安全な居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を実施し、地域住民が主体となって様々な体験活動や交流活動に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども総合プラン推進委員会を2回開催し、本市の放課後児童対策について検証・評価を行った。 ・放課後子ども教室推進事業を実施し、公民館や小学校等で地域住民が主体となって、小学生を対象に様々な体験活動や交流活動に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童対策パッケージ」をふまえて放課後児童対策を検討することが必要である。 ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから計画に沿った事業を実施することができ、放課後の児童の安心・安全な居場所づくりを行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども総合プラン推進委員会を開催する。 ・放課後の児童の安心・安全な居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を実施し、地域住民が主体となって様々な体験活動や交流活動に取り組む。 	
			35	公民館教育事業(少年教育)	26	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・集団における役割分担、共同意識に立つ生活訓練、自然の中での遊びと訓練など家庭や学校では得られない地域社会での様々な経験や体験を通して、心豊しくたくましい成長が出来るよう、自然体験や地域について学ぶ学習などの少年教育事業を全公民館において実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全公民館(一光公民館除く)において、地域学習や里山体験などの少年教育事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施館：49館 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校だけでは得られない地域社会での様々な経験や体験を通して、子どもの心豊しくたくましい成長につながった。次年度も柔軟な工夫を行い、事業を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験学習や地域住民との交流事業等を通して、次世代を担う子どもたちの人間性や自主性・社会性を養う少年教育事業を全公民館において実施する。
			36	学校不応対策推進事業	23	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市適応指導教室(チャレンジ教室)にて学校不応対児童生徒に対して支援や保護者の相談を行う。 ・ライフパートナーのオンライン支援を継続するとともに、家庭派遣を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ教室にて学校不応対児童生徒に対して支援や保護者の相談に対応する。 ・ライフパートナーの対面での支援及びオンライン支援を継続した。 ・学校不応対策推進会議を3回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校にチャレンジ教室の紹介チラシを配付したほか、オープン教室を実施し、チャレンジ教室のより一層の周知を図った。 ・学校不応対策推進会議で意見をもらいながら、チャレンジ教室における学習の充実を図った。 ・通室生の規範意識の低下やその対応にあたる人員の不足が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市適応指導教室(チャレンジ教室)にて学校不応対児童生徒に対する支援や保護者の相談に対応する。 ・ライフパートナーの家庭派遣、オンライン支援を継続する。 ・限られた人員で充実した支援を目指すため、通室生の規範意識の向上を目指す取組や入室に関する基準作成を行っていく。 	
			37	児童虐待防止等事業	7	こども育成課 (子ども福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供や学習支援などを通して気がかりな子ども等の把握、状況確認を行う民間団体に対する補助を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守りや子どもを含む生活困窮者等の状況把握に取り組んだ団体を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援した団体数 11団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が子どもの見守り活動を行う中で、気がかりな状況を発見した際には情報を共有し、連携して早期支援につなげることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供以外に体験型学習などを補助メニューに加えることで、多種多様なこどもの居場所を創出するため、実施団体に対する補助を実施する。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
					計画	実績	成果と課題	計画		
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	13 要保護児童への支援	38	児童虐待防止普及啓発事業	7	子ども家庭センター(子ども福祉課)	・児童虐待の未然防止・早期発見のため、日頃子どもと関わる機会の多い関係機関を対象に虐待対応マニュアルや出張講座にて、発見のポイントや通告の大切さを周知する。 ・育児負担の軽減や早期支援を行うため、子育て世帯を中心に相談先や子育て支援センターなどの情報を発信し、周知に努める。	・児童虐待防止出張講座を27件実施した。 ・また、虐待防止月間の取組として、親子イベントへのブース出展や、商業施設での啓発活動、市民ホールパネル展示やごみ収集車でのアナウンス等を実施した。	日頃子どもと関わる機会の多い関係機関を対象に出張講座を開催し、虐待対応マニュアルや、発見のポイント、通告の大切さを周知することで、児童虐待の未然防止・早期発見につなげることに努めた。	・児童虐待の未然防止・早期発見のため、日頃子どもと関わる機会の多い関係機関を対象に虐待対応マニュアルや出張講座にて、発見のポイントや通告の大切さを周知する。 ・妊娠から出産、子育てに至るまで、子どもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口として、相談を受け確実に支援につなぐ体制を整え、育児ストレス、児童虐待、ヤングケアラーなど、様々な問題の早期発見、対応につなげる。
			39	養育支援訪問事業	7	子ども家庭センター(子ども福祉課)	・引き続き、関係機関と情報共有するとともに、相談や育児・家事援助の支援が必要な家庭には早期介入を図る。 ・委託事業所職員の質の向上を図るため、健康管理センター母子担当者を講師に、育児に関する研修を実施する(年1回) (令和5年度より「子育て世帯訪問支援事業」に名称変更)	・ヤングケアラーになる可能性がある判断した家庭や、子育ての支援が必要な家庭に対し、保健師等による専門的相談支援やヘルパー派遣による育児・家事援助を行った。 対象家庭13件 専門的相談支援(延べ件数) 70件 育児・家事援助(延べ件数) 166件	気がかりな家庭および妊婦に対し、妊娠前から関係機関と情報共有を図り、支援が必要な家庭の早期介入に努めた。 ヤングケアラー家庭については、障がい福祉や介護保険のサービス利用につなげることで、介護負担の軽減を図ることができた。ヤングケアラーについては今後も関係機関と協力し、実態の把握と支援につなげていく必要がある。	・気がかりな家庭および妊婦の情報を関係機関と共有するとともに、育児・家事援助の支援が必要な家庭には早期介入を図る。 ・委託事業所職員の質の向上を図るため、母子保健係担当者を講師に、育児に関する研修を実施する(年1回) (令和6年度より育児・家事援助は「子育て世帯訪問支援事業」にて、専門的相談支援は「養育支援訪問事業」にて実施する。)
		14 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援	40	発達障がい児支援	5	障がい福祉課	・発達障がい児者支援庁内連絡会及び発達障がい児者専門支援者検討会、県との連携会議において、乳幼児期から成人期までの途切れのない一貫した支援のあり方について検討を行う。 ・発達障がいの理解促進を図る講演会を開催する。 ・発達障がい児や気がかりな子に対し適切な支援ができる人材を育成する。福祉、保育以外の研修受講について検討を行い、支援員の発達障がい児者支援の充実を図る。	・庁内連絡会と検討会に加え、県との連携会議を開催し、高校卒業に向けた課題を協議した。 ・発達障がいの理解促進を図る講演会をオンラインにて開催した。 ・発達障がい児や気がかりな子に対し適切な支援ができる人材を育成するため、講義や事例検討、実習を行った。 発達障がい理解促進 講演会 4/2 オンライン開催 人材育成研修修了者数 30人	発達障がい児者への途切れのない一貫した支援について関係機関と協議することができた。また講演会等を通して、発達障がいについて市民への理解を促すことができた。 引き続き、市民への理解を促進するとともに、支援者が障がいを理解し、特性にあった適切な相談や助言、サービスの提供が行える人材の育成・拡充が必要である。	・発達障がい児者支援庁内連絡会及び発達障がい児者専門支援者検討会、県との連携会議において、乳幼児期から成人期までの途切れのない一貫した支援のあり方について検討を行う。 ・発達障がいの理解促進を図る講演会を開催する。 ・発達障がい児や気がかりな子に対し適切な支援ができる人材を育成する。放課後児童クラブ職員を対象とした研修が好評であったため、引き続き、児童クラブ職員の発達障がいへの理解を深める機会を設ける。
		41	児童発達支援センター機能強化事業	5	障がい福祉課	児童発達支援センターの中核的役割や機能の強化を図ることで、地域における障がい児支援の質の向上を推進し、障がい児やその家族への支援体制を強化するとともに、事業所間のネットワークの構築、勉強会を開催する。	地域における障がい児への相談対応を行い、障がい児やその家族への支援体制を整えた。また、事業所間のネットワーク構築のため、児童発達管理責任者で構成される「福井市児童発達支援管理責任者ミーティング」を開催し、研修やグループワークを行った。 延べ相談件数 2,126件 児童発達支援管理責任者ミーティング開催回数 4回	地域の障がい児や家族からの相談に応じ、必要な支援の提供を行うことができた。また、「福井市児童発達支援管理責任者ミーティング」を開催し、研修会やグループワークなどを行うことで、事業所間の質の向上やネットワーク構築を図ることができた。	児童発達支援センターの中核的役割や機能の強化を図ることで、地域における障がい児支援の質の向上を推進し、障がい児やその家族への支援体制を強化するとともに、事業所間のネットワークの構築、勉強会を開催する。	
		42	障がい児健全育成事業	8	子ども保育課(子育て支援課)	・保育カウンセラー訪問...原則年2回訪問 ・親子療育教室...開催未定 ・障がい児園内研修...年間2回(11園)	保育カウンセラー訪問...計115ヶ所、308日訪問 親子療育教室...6回開催 特別支援担当者研修会...2回開催 障がい児園内研修...年間2回実施(11園)	保育カウンセラー訪問や研修等を通じて、発達障がい児やその保護者に対する保育者の支援力が向上し、保育内容の更なる充実が寄与することができた。 今後も継続的に研修等を開催し、発達障がいについての理解促進、支援力の向上を目指す。	・保育カウンセラー訪問...原則1ヶ所につき年2回訪問 ・特別支援担当者研修会...2回開催 ・障がい児園内研修...年間2回(11園)	
43	いきいきサポーター配置事業	23	学校教育課	児童生徒が抱える学校生活上の様々な問題について、指導、相談、支援を行ういきいきサポーターを小・中学校に配置する。	全小中学校にいきいきサポーターを配置し、児童生徒が抱える学校生活上の様々な問題について、指導や相談、支援を行った。	夏季休業中には研修を行い、児童生徒の特性に応じた支援や指導方法を学んだ。大規模校では、支援が必要な児童も多く、十分な支援が受けられない児童がいることが課題である。	児童生徒が抱える学校生活上の様々な問題について、指導、相談、支援を行ういきいきサポーターを小中学校に配置する。			

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
							計画	実績	成果と課題	計画
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	14 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援	44	心身障がい児介助員配置事業	23	学校教育課	障がいの有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる環境を目指すため、肢体不自由等の心身に障がいをもつ児童生徒に対して介助員(場合によっては看護師資格を有する)を配置する。	対象児14名に障がい児介助員を配置し、児童の実態に合わせた介助を行った。介助員が休暇等の事由で不在の際には、代替介助員を1名配置し、支援が途切れないよう適正な配置を行った。	年度途中に1名転校、1名通用開始となったが、介助員の配置換えを行うなどして、計画どおりに実施できた。	障がいの有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる環境を目指すため、肢体不自由等の心身に障がいをもつ児童生徒に対して、介助員(場合によっては看護師資格を有する)を配置する。
			45	医療的ケア児支援	5	障がい福祉課	災害に備えた個別の災害時対応ノートの作成や、医療的ケア児等コーディネーターを増やす取組を継続し、医療的ケア児者やその保護者への支援の充実を図る。	・個別の災害時対応ノートの作成を推進した。 ・医療的ケア児等コーディネーター研修を新たに6名の方が受講し、交流会を3回開催した。 ・庁内関係課で構成した庁内連絡会を設置し、医療的ケア児支援体制整備についての協議を行った。 ・医療的ケア児支援体制整備や災害時支援について、協議会で当事者より意見をもらいながら協議を行った。 福井市医療的ケア児(者)支援推進協議会開催回数 1回 庁内連絡会開催回数 1回	医療的ケア児支援体制整備を行うため、庁内関係課で構成された庁内連絡会を開催し、情報共有のほか支援体制を整備することができた。 また、災害時対応ノートの作成を進め、医療的ケア児等コーディネーターの増加、交流会にて質の向上を行うことができ、支援の充実を図ることができた。	引き続き、庁内連絡会において支援体制整備を進め、切れ目ない支援に繋がるとともに、災害時支援の充実を図る。
			46	重度障がい者(児)医療費等の助成	5	障がい福祉課	重度障がい児者を対象に保険診療として認められる医療全般に係る自己負担額の助成を行う。	重度障がい児者を対象に、保険診療として認められる医療全般に係る自己負担額の助成を行った。 助成件数 4,905件 (対象 18歳年度未まで)	重度障がい児者の医療費の負担を軽減することにより、健康の保持と自立した社会参加に貢献することができた。	引き続き、重度障がい児者を対象に保険診療として認められる医療全般に係る自己負担額の助成を行う。
			47	障がい児等に対する各種手当の支給	5	障がい福祉課	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給し、日常生活における負担の軽減を行う。	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給し、日常生活における負担の軽減を行った。 障害児福祉手当 受給者数117名 特別児童扶養手当 受給者数563名	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を行うことができた。	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給し、日常生活における負担の軽減を行う。
			48	障害福祉サービス利用における多子軽減措置	5	障がい福祉課	児童発達支援事業及び保育所等訪問支援を利用する障がい児について、同一世帯に未就学の兄または姉がいることを要件に利用者負担額の軽減を行う。	該当する7世帯の負担軽減を行った。	対象世帯に対して負担額の軽減を行うことができた。	児童発達支援事業及び保育所等訪問支援を利用する障がい児について、同一世帯に未就学の兄または姉がいることを要件に利用者負担額の軽減を行う。
	15 ひとり親家庭への支援	49	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	7	子ども政策課(子ども福祉課)	母子・父子自立支援員による生活全般の悩み、就業相談や養育費等に関する弁護士相談を実施するほか、養育費支払いの履行確保に係る公正証書の作成費用を補助する事業を実施する。	・母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの相談に応じた。 ・養育費等に関する弁護士相談を実施した。 ・養育費の取決めがされている公正証書を作成した場合、その費用を補助した。 支援員による延べ相談件数214件 弁護士相談件数1件 公正証書作成補助件数6件	支援員の相談では、就業相談のほか家計相談など金銭面での相談にも対応した。 また公正証書の作成補助については、公証人役場や家庭裁判所へのチラシ設置により周知を行った結果、前年度と同程度の申請件数があった。	母子・父子自立支援員による生活全般の悩み、就業相談や養育費等に関する弁護士相談を実施するほか、養育費支払いの履行確保に係る公正証書の作成費用を補助する。	
		50	児童扶養手当給付事業	7	子ども政策課(子ども福祉課)	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護・養育するひとり親家庭の父、母または父母に代わってその児童を養育している養育者に手当を支給する。	対象となる児童に係る手当について支給した。 受給者数 1,516人	所得制限などの資格審査を行い適正に支給することで、ひとり親家庭の経済的負担の軽減につなげた。	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護・養育するひとり親家庭の父、母または父母に代わってその児童を養育している養育者に手当を支給する。なお、児童扶養手当法が一部改正の予定であるため、改正に伴う所要の措置を行い、適正な支給を行う。	
		51	母子家庭等医療費等助成事業	7	子ども政策課(子ども福祉課)	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、20歳未満の子を持つひとり親家庭の父、母または父母に代わってその児童を養育している養育者及び子どもにかかる保険診療分の医療費を助成する。	対象となる児童及びその親・養育者に係る医療費について助成した。 受給者数 5,252人(R6.3月末認定者)	所得制限などの資格審査を行い適正に助成したこと、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減につなげた。	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、20歳未満の子を持つひとり親家庭の父、母または父母に代わってその児童を養育している養育者及び子どもにかかる保険診療分の医療費を助成する。	

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度
						計画	実績	成果と課題	計画
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	15 ひとり親家庭への支援	52	母子家庭自立支援事業	7 子ども政策課(子ども福祉課)	ひとり親家庭の親が生活の安定を資するために看護師や介護福祉士等の資格習得を目指す際の習得期間中の生活費や講座受講費の一部を助成する。	ひとり親家庭の親の資格習得期間中の生活費や講座受講費の一部を助成した。 生活費支給1人 講座受講費助成0人 高卒認定対策講座受講費助成1人	利用促進に当たっては制度の周知が重要である。今後もホームページ等で周知するほか、児童扶養手当の現況届の時などを捉えて周知を図る。	ひとり親家庭の親が生活の安定を資するために、看護師や介護福祉士等の資格習得を目指す際の習得期間中の生活費や講座受講費の一部を助成する。
			53	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	7 子ども政策課(子ども福祉課)	ひとり親家庭等に対し、修学資金等の貸付制度に関する情報提供を行い利用の促進を図るとともに、利用者の立場に立った適切な貸付を行う。	各種支援制度を紹介する「ひとり親家庭のしおり」や、本市の結婚・子育てガイド「はぐくむbook」などで貸付制度の周知を図ったが、貸付はなかった。	相談時には、本事業の貸付だけでなく、返済不要の給付金や給付型奨学金などを案内し、周知に努めた。	ひとり親家庭等に対し、修学資金等の貸付制度に関する情報提供を行い利用の促進を図るとともに、利用者の立場に立った適切な貸付を行う。
			54	母子家庭等日常生活支援事業	7 子ども政策課(子ども福祉課)	ひとり親家庭の親が就職活動等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する。	日常生活や保育において一時的に支援が必要になったひとり親家庭に支援員を派遣した。 延べ利用者数186人	母子・父子自立支援員による相談などを通じて、必要とするひとり親家庭に支援をすることができた。	ひとり親家庭の親が就職活動等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する。
			55	子どものまなび支援事業	7 子ども政策課(子ども福祉課)	生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援する学習支援教室を実施する。(市内5か所)	子どもに対する基本的な学習習慣の定着を支援する教室を市内5か所で開催した。 4月～3月までで250回開催	教室の提供を行うことで、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援することができた。 参加登録者数が80名から83名に増加した。	生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが、生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援する学習支援教室を実施する。(市内6か所) 令和6年度から、1か所(森田教室)追加
			56	ひとり親家庭に対する保育料等の軽減	8 子ども保育課(子育て支援課)	所得が同等の世帯に比べ、ひとり親家庭等の保育料を軽減する。	所得が同等の世帯に比べ、ひとり親家庭等の保育料を軽減した。 軽減対象者 19人(R6.3.1在園児)	ひとり親家庭等の保育料を軽減し、経済的負担を減らすことで、安心して子どもを預けることができる環境を整えることができた。	所得が同等の世帯に比べ、ひとり親家庭等の保育料を軽減する。
			57	学童保育利用支援事業	24 子ども育成課(学校教育課放課後児童育成室)	ひとり親家庭等への経済的負担を軽減するため、学童保育の利用料の一部を支援する。	ひとり親等で、経済的支援が必要な世帯に対し、学童保育利用料に対する一部助成を実施した。 対象児童数175人 助成額 4,671,250円	ひとり親家庭の児童に安全・安心な場の提供をすることができた。 ひとり親等で経済的支援が必要な世帯の経済的な負担を軽減することができた。	ひとり親家庭等への経済的負担を軽減するため、学童保育の利用料の一部を支援する。
			58	雇用奨励金事業	14 しごと支援課	国の「特定求職者雇用開発助成金(特開金)」の受給期間後も、母子家庭の母等や父子家庭の父を引き続き1年以上雇用継続した市内事業所に対し、奨励金を支給する。	国の「特定求職者雇用開発助成金(特開金)」の受給期間後も、母子家庭の母等の雇用継続を図るため雇用奨励金を交付した。 交付件数 24件(障がい者等含む) (うち母子家庭の母等 4件)	奨励金の交付により、母子家庭の母等の雇用継続を推進することができた。 一方、国の特開金により雇用の定着は図られており、事業主の都合による解雇はほとんどないほか、近年では交付実績も少なくなっているため、令和5年度末で新規交付を終了する。	国の「特定求職者雇用開発助成金(特開金)」の受給期間後も、母子家庭の母等や父子家庭の父を引き続き1年以上雇用継続した市内事業所に対し、奨励金を支給する。 ただし、受給資格認定申請の新規受付は、令和5年度末で終了し、6年度以降はすでに受給資格認定をしている分について支払いを行う。
			59	子どものまなび支援事業(再掲)	7 子ども政策課(子ども福祉課)	生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援する学習支援教室を実施する。(市内5か所)	子どもに対する基本的な学習習慣の定着を支援する教室を市内5か所で開催した。 4月～3月までで250回開催	教室の提供を行うことで、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援することができた。 参加登録者数が80名から83名に増加した。	生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが、生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援する学習支援教室を実施する。(市内6か所) 令和6年度から、1か所(森田教室)追加
		16 子どもの貧困対策の推進	60	要・準要保護児童就学援助事業	23 学校教育課	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費などを支援した。	適正に交付することができた。 制度に関して、市政広報やHPで広報活動を行っているが、認知度向上のため、更なる方法を模索する必要がある。	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。
			61	要・準要保護生徒就学援助事業	23 学校教育課	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費などを支援した。	適正に交付することができた。 制度に関して、市政広報やHPで広報活動を行っているが、認知度向上のため、更なる方法を模索する必要がある。	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度
						計画	実績	成果と課題	計画
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	17 外国につながる子ども等への支援	62	通訳員等による外国語対応支援	8 とも保育課(子育て支援課)	外国につながる親子を支援するため、指差し会話シートの活用方法等について各園に周知を図る。	外国にルーツを持つ園児が在園する園に対し、意思疎通のために行っていることなどについて、事例を通して周知した。	翻訳アプリや他園での取組事例の共有、相談機開の紹介等を通じて、外国につながる親子の支援に繋げることができた。	外国につながる親子を支援するため、指差し会話シートの活用方法等について各園に周知を図る。
			63	研修指導事業(再掲)	8 とも保育課(子育て支援課)	保育園・認定こども園等で、保育者に対して多文化共生に関する研修を実施し、外国の文化、習慣、指導上の配慮等に関する支援を行う。	保育園・認定こども園等で、保育者に対して多文化共生に関する研修を実施した。 参加人数 102名	多文化共生に関する園での取組事例の紹介等を通じて、外国の文化や習慣などの理解を深め、悩みや相談等の支援に繋げることができた。	保育園・認定こども園等で、保育者に対して多文化共生に関する研修を実施し、外国の文化、習慣、指導上の配慮等に関する支援を行う。
			64	外国人・帰国児童生徒日本語指導事業	23 学校教育課	各小中学校からの要請に応じて日本語指導が必要な児童・生徒に対する指導や、外国人の保護者に対する懇談会等での通訳を行う。	日本語初期指導が必要な児童生徒11名に対して日本語指導を行ったほか、納入時の説明や保護者懇談会等で児童生徒、保護者5名に対して年8回の通訳を行った。	コロナウィルスの感染症拡大防止対策により海外からの制限が緩和されてきたことで、少しずつ申請者数が増えた。	各小中学校からの要請に応じて日本語指導が必要な児童・生徒に対する指導や、外国人の保護者に対する懇談会等での通訳を行う。
		65	英語活動推進事業	23 学校教育課	ALTが各小学校を訪問し、外国語活動や英語の授業において担任や授業者の支援を行う。	ALTを2名増員し、全14名のALTを市内全小学校3～6年生全学級へ派遣した。5・6年学級へは年26回、3・4年学級へは年13回の派遣を達成できた。	児童にとっては、本物の英語・異文化に触れるよい機会となった。教師にとっては、授業の補助として、パフォーマンステストの評価等でも活用できた。各学級へのALTの訪問回数はまだ十分とは言えないため、計画的な増員が必要である。	ALTを2名増員し、市内全小学校の3～6年生の外国語活動・英語科の授業のうち、50%はALTとのチームティーチングができるように配置し、ALTが授業内外で教科担当教諭等の支援を行う。	
		66	学校司書配置事業	23 学校教育課	学校図書館の充実した環境整備のため、全校に学校司書を配置する。また、学校司書のスキルアップのため、公共図書館と連携し、学校訪問や研修会・選書会を定期的に行う。	公共図書館と連携して学校司書の研修会・選書会を7回開催した。また、公共図書館の司書に学校図書館訪問に同行してもらい、より良い環境整備のためのアドバイスをもらった。	・学校司書研修会を通じ、授業における学校選書会の事例を共有したり、新聞活用のワークショップをしたりすることで学校司書のスキルアップにつなげた。 ・公共図書館と連携し、学校図書館整備および学校選書会を行った。 ・学校司書は複数校兼務している状況であるため、計画的な増員が必要である。	学校図書館の充実した環境整備のため、全校に学校司書を配置する。また、学校司書のスキルアップのため、公共図書館と連携し、学校訪問や研修会・選書会を定期的に行う。	
		67	鑑賞教室事業	23 とも保育課(子育て支援課)	幼児・児童に演劇を鑑賞する機会を提供する。	フェニックスプラザにおいて、保育園・認定こども園等の園児に対して、高度な専門的技術を持つ劇団による幼児演劇鑑賞教室を行った。	保育者や友達と一緒に演劇を鑑賞し、思いを共有する楽しさや、豊かな感性を育む面白さを味わう機会を提供することで、こどもたちの情操教育に寄与することができた。	大きな公共施設で幼児・児童に演劇を鑑賞する機会を提供する。	
		68	キャリア教育推進事業	23 学校教育課	地域や産業界の持つ教育資源を活用し、小学校の社会見学・体験活動や中学校の進路学習・職業調査活動など、学校におけるキャリア教育の充実を図る。	福井市キャリア教育連絡協議会が実施する「キャリア教育プログラム」を通年で実施した。 実施学級数379学級(前年比+20) 福井市キャリア教育連絡協議会を4回開催	・地域や産業界の持つ教育資源を有効に活用してキャリア教育を実施することができた。 ・よりよいプログラムの実施に向けて、福井市キャリア教育連絡協議会にて各団体等から御意見をいただき、プログラムに反映させることができた。 ・希望学級数の増加で、プログラムを実施できない学校もあった。	地域や産業界の持つ教育資源を活用し、小学校の社会見学・体験活動や中学校の進路学習・職業調査活動など、学校におけるキャリア教育の充実を図る。	
		69	教職員力量向上研修事業	23 学校教育課	教職員の専門職としての資質や能力の向上を図ることを目的として、今日的課題や学校教育の諸問題に即応した教育理論と実践の方法について研修を行う。場合によっては、オンライン研修を実施する。	校長会・教頭会と連携し、教職員に必要な力量を高めるための研修を企画し、実施した。 福井市教職員目的別研修31講座開催(延べ受講者数722人) 校長会・教頭会と連携した校務別研修3回開催 福井市教職員企画委員会3回開催	校長・教頭の代表から御意見をもらいながら研修の内容を設定することができた。研修に対しては、肯定的な回答が98.8%と満足度の高いものとなった。今後も学校現場のニーズにあった研修を企画し、受講者が主体的に研修に参加できるよう努めていく必要がある。	教職員の専門職としての資質や能力の向上を図ることを目的として、今日的課題や学校教育の諸問題に即応した教育理論と実践の方法について研修を行う。	

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度
						計画	実績	成果と課題	計画
〔2〕子どもの健やかな育ちを守ります	6 教育環境等の充実	18 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実	70	地域に生きる学校づくり推進事業	23 学校教育課	教育活動を地域に公開する方法や学校の地域とかがわる取組について、家庭・地域・学校協議会が一体となって考え行動する取り組みを実施する。	子どもたちの教育や地域と関わる取組などについて、家庭・地域・学校協議会等で話し合いを行ったことにより、学校と家庭、地域が一体となった取組になった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が緩和されたことにより、地域とかがわる機会が増えた。また、今年度は全校一律の教育ウィークを復活させた。	教育活動を地域に公開する方法や学校の地域とかがわり方について、家庭・地域・学校協議会が一体となって考え行動する取組を実施する。
			71	運動部活動地域連携推進事業	25 保健給食課	・中学校の運動部活動において、専門的な技術指導力を持った人材を外部指導者として活用する。 ・教職員が授業等で活用することを目的に、効果的・効率的な指導方法を学ぶ機会を設定する。 ・剣道を地域運動部活動推進事業のモデル事業として継続するとともに、チームスポーツも含めた新たなモデル事業を模索し、研究をする。	・要望のあった全中学校に対して、専門的な技術指導力を持った人材を外部指導者として派遣した。 派遣校数 :18校 44名 要望に対する委嘱率 :100% ・教職員を対象に、タグラグビーを題材とし授業における指導法およびトレーニング方法についての研修会を実施した。 参加者:教職員16名 ・中学生の「休日における新たな地域クラブ活動の在り方」について検討する福井市地域クラブ活動推進協議会を設置するとともに、継続して剣道をモデル事業として実施した。 福井市地域クラブ活動推進協議会 2回開催 モデル事業の種目 剣道 対象 市内の全中学生対象	・外部指導者の派遣により、生徒への指導の充実が図られ、大会等で好成績を残す部活動が増えた。また、教員の負担軽減にもつながった。 ・剣道部のない学校の生徒も、地域クラブ活動(剣道)に参加するなど、生徒のスポーツに親しむ機会を提供するとともに、活動選択の幅を広げることができた。	・体育科・保健体育科の授業及び中学校の運動部活動において、取り入れやすいトレーニングの実技研修により、子どもの運動学習能力の育みにつなげる。
		19 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	72	環境浄化活動	23 学校教育課(青少年課)	・有害環境調査を行い、販売店などに対する指導を実施する。 ・有害図書等を青少年の目に触れさせないための取組として、「白いポスト」による有害図書等の回収を実施する。	・成人向け雑誌やDVDの有害環境調査を実施し、不適切な陳列場所や方法等に対し、指導及び改善を求めた。調査実施店舗数 37店舗(前年比 18店舗) ・「白いポスト」により有害図書等を回収した。 白いポスト回収結果 199点(前年比 61点)	・有害環境調査を実施し、有害図書等の不適切な陳列等をしてきた販売店に対して指導した結果、改善されていることを確認した。 ・「白いポスト」による有害図書等の回収結果は減少傾向にあるが、回収内容については、有害図書等の割合が年々増加しており、「白ポスト」活動の周知が進んでいる。	・有害環境調査を行い、販売店などに対する指導を実施する。 ・有害図書等を青少年の目に触れさせないための取組として、「白いポスト」による有害図書等の回収を実施する。
			73	情報モラル教育の推進	23 学校教育課(青少年課)	・各小中学校に対し、情報モラル講習会の開催を呼びかける。 ・各小中学校の要望に応じて、児童生徒及びその保護者を対象に、ネット上の様々な課題に対応した情報モラル講習会を開催する。	情報モラル講習会の開催を呼びかけた結果、全小中学校で講習会を開催した。 市職員による情報モラル講習会の開催 55校(113回) 11機関(12回)	・各小中学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた講習会を開催することで、インターネットの適正利用への意識啓発を図った。 ・ネット依存、ネット被害、人間関係のトラブルなどが子どもたちのインターネット使用環境に起因することを、保護者に認識してもらう必要がある。また、これから親になる世代に対する意識啓発も求められている。	・各小中学校に対し、情報モラル講習会の開催を呼びかける。 ・各小中学校の要望に応じて、児童生徒及びその保護者を対象に、ネット上の様々な課題に対応した情報モラル講習会を開催する。 ・市ブレマ教室で、子どものインターネット利用に関する啓発チラシを参加者に配布する。
			74	ふくいの住まい支援事業(旧:居住推進支援事業)	19 住宅政策課	子育て世帯等の住宅取得やリフォームを支援することにより、良質な住環境での居住を促進する。	子育て世帯の住宅取得支援 14件 子育て世帯のリフォーム支援 7件	今後も広報ふくいのほか、県や関連する事業者団体と連携しながら事業を周知し、支援を図る。	子育て世帯等の住宅取得やリフォームを支援することにより、良質な住環境での居住を促進する。
			75	交通安全施設維持管理事業	16 監理課	道路及び道路付属物のパトロールを週4回実施し、破損箇所等の早期発見・補修を行うことにより、安全で良好な道路環境を確保する。	道路及び道路付属物のパトロールを実施し、破損箇所等の早期発見・補修を行うことにより、安全で良好な道路環境の確保に努めた。 しかし、道路管理瑕疵事故の発生件数は前年度に比べ増加した。 道路管理瑕疵事故発生件数 (R4)23件 (R5)37件	令和5年度は担当職員が減少したことや、パトロール路線や市民等からの通報があった路線以外での事故が多発したことから、瑕疵事故発生件数が増加したと推測される。 令和6年度は担当職員を確保し、体制の見直し・強化を図る必要がある。	道路及び道路付属物のパトロール、補修体制を見直し、破損箇所等の早期発見・補修を行うとともに、市内全路線の道路パトロールを行うことにより、安全で良好な道路環境を確保する。
	7 安全・安心な生活環境の整備	20 良好な生活環境の整備	76	防犯灯設置補助事業	2 地域振興課(まち未来創造課)	自治会が実施するLED防犯灯の設置に対して補助を行う。	LED灯の新設や取替(蛍光灯 LED)、更新工事(LED LED)に対して補助を行った。 令和5年度補助灯数 664灯 (内訳 新設111灯、取替502灯、更新51灯)	夜間の犯罪防止に寄与し、地域住民の安全性を高めることができた。	自治会が実施するLED防犯灯の設置に対して補助を行う。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
							計画	実績	成果と課題	計画
「2」子どもの健やかな育ちを守ります	7 安全・安心な生活環境の整備	21 子どもの生活の安全を守るための事業の推進	77	公衆街路灯電気料補助事業	2	地域振興課 (まち未来創造課)	自治会が維持管理する防犯灯の電気料に対して補助を行う。 令和5年度補助団体 1,311自治会	7月分の電気料金支払い額をもとに1年間の電気料金を試算し、その40%の補助を行った。	夜間の犯罪防止に寄与し、地域住民の安全性を高めることができた。	自治会が維持管理する防犯灯の電気料に対して補助を行う。
			78	交通安全教育推進事業	1	自転車利用推進課	幼稚園・保育園・認定こども園や児童館・小学校のほか、交通公園(湖上公園)で子どもを対象とした交通安全教室を実施する。(年100回以上)	幼稚園・保育園・認定こども園や児童館・小学校のほか、交通公園(湖上公園)で子どもを対象とした交通安全教室を77回実施した。	様々な社会情勢のなか、交通安全教室が度々中止となり開催回数が減少したが、子どもの交通死亡事故は起きていない。今後も感染対策を講じながら、交通安全教育に取り組んでいく。	幼稚園・保育園・認定こども園や児童館・小学校のほか、交通公園(湖上公園)で子どもを対象とした交通安全教室を実施する。(年80回程度)
			79	交通安全普及啓発事業	1	自転車利用推進課	四季の交通安全運動期間などに合わせ、子どもたちの登校時間における交通安全街頭指導活動を実施する。(年5回)	四季の交通安全運動期間及び年始の初登校日に、子どもたちの登校時間に合わせた街頭指導活動を実施した。 年5回 実施	関係機関と連携をとりながら活動を行うことができた。今後も、子どもたちの安全を守るため街頭指導活動を行っていく。	四季の交通安全運動期間などに合わせ、子どもたちの登校時間における交通安全街頭指導活動を実施する。(年5回)
			80	防犯隊活動支援事業	4	危機管理課	地域における防犯隊活動を支援し、活性化させることで、市民の防犯意識の高揚を図り、市民が安全で安心して生活できるまちづくりにつなげる。(目標パトロール回数 1,600回)	パトロール回数 1,881回	コロナ禍による行動制限がなくなり、目標回数を上回るパトロールを実施できた。 コロナ禍以前の防犯活動を推進し、市民が安全で安心して生活できるまちづくりにつなげていく。	地域における防犯隊活動を支援し、活性化させることで、市民の防犯意識の高揚を図り、市民が安全で安心して生活できるまちづくりにつなげる。
			81	防犯カメラ設置補助事業	4	危機管理課	自治会等が通学路や子どもの遊び場、子どもや女性への声かけ事案の街頭犯罪発生場所等に設置する防犯カメラへの補助を行い、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進する。(設置目標 2地区以上)	自治会等が通学路や子どもの遊び場等に設置する防犯カメラへの補助を行った。 7地区12台設置	防犯カメラへの設置補助により、防犯に対する意識向上や、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進した。 今後は、これまで設置補助申請がなされていない地区における防犯カメラ設置への補助も行っていく。	自治会等が通学路や子どもの遊び場、子どもや女性への声かけ事案の街頭犯罪発生場所等に設置する防犯カメラへの補助を行い、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進する。
			82	安全教育の実施	25	保健給食課	警察等の協力を得ながら、防災や防犯等に関する安全教育を実施する。(各小中学校年1回以上)	警察・消防等の協力を得ながら、防災や防犯等に関する安全教育を実施。 実施回数 各小中学校 年1回以上	学校、警察等の関係機関が連携を図りながら、生徒や保護者に対し、迅速な情報提供と防災や不審者など防犯に関する対応について意識づけできた。	警察等の協力を得ながら、防災や防犯等に関する安全教育を実施する。(各小中学校年1回以上)
			83	不審者情報の共有	23	学校教育課 (青少年課)	子どもたちの安全のために、不審者事案が発生したときには、警察へ情報提供し、近隣小中学校へFAX送信、保護者等に緊急メール配信を行うことで注意喚起する。	不審者情報の提供があった場合には、警察への迅速な情報提供に併せ、近隣小中学校へFAX送信、保護者等に緊急メール配信し注意喚起を行った。 不審者発生情報 75件	保護者に対し、不審者事案を把握した時には、迷わず警察に情報提供するよう周知するとともに、青少年課にメールによる不審者情報の窓口をつくることで、不審者事案の早期解決を図った。	子どもたちの安全のために、不審者事案が発生したときには、警察へ情報提供し、近隣小中学校へFAX送信、保護者等に緊急メール配信を行うことで注意喚起する。
			84	安全マップの見直し(小中学校)	25	保健給食課	学校ごとに作成している安全マップの見直し、危険箇所を周知するとともに対策を講じる。(マップ作成は4~5月、見直しはその都度実施。)	全小中学校において、安全マップの見直しを行い、保護者等へ周知した。	各学校ごとに安全マップの見直しを行うことで、けがや事故防止につながった。	学校ごとに作成している安全マップの見直し、危険箇所の周知を行うとともに対策を講じる。(マップ作成は4~5月、見直しは都度)
85	「通学路安全プログラム」に基づいた通学路安全対策の検討・実施	25	保健給食課	各小中学校に対し、通学路の安全点検を実施してもらい、危険箇所の改善要望を挙げてもらう。道路管理者や警察など関係機関と合同点検(年1回)等を通じ、危険箇所の改善について検討・実施を行う。	・学校等が把握した通学路危険箇所について、関係機関による通学路安全推進会議を開催し、情報共有を行った。合同点検は15カ所で行った。 ・通学路危険箇所について、関係機関にて検討を行い、道路標示の塗りなおしなど31カ所を改善した。	危険箇所点検を、警察や道路管理者等と連携して実施し、改善につながったため、継続して行っていく。 また、ハード面で対策が困難な箇所については、可能な対策(通学路の変更等)を検討し、児童生徒の安全確保につなげた。	各小中学校に対し、通学路の安全点検を実施してもらい、危険箇所の改善要望を挙げてもらう。道路管理者や警察など関係機関と合同点検(年1回)等を通じ、危険箇所の改善について検討・実施を行う。			

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
							計画	実績	成果と課題	計画
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	7 安全・安心な生活環境の整備	21 子どもの生活の安全を守るための事業の推進	86.1	お散歩安全マップの作成・見直し(保育園、幼稚園、認定こども園)1	8	こども保育課(子育て支援課)	お散歩安全マップを指導計画に落とし込むことで常日頃から危険箇所の認識に努め、より一層の安全意識向上を図る。	お散歩安全マップを作成し活用した。また、マップを作成していない園に対しては、作成するよう呼びかけた。 おさんぽマップ作成率 97%	お散歩安全マップの作成により、身の回りの危険箇所の認識を深めることができ、こどもたちの安全の確保につなげることができた。 未作成の園に対しては、引き続きマップの作成を依頼していく。	散歩安全マップを作成、活用し、道路状況等により、修正箇所等がある場合、更新の必要性についても伝えていく。
			86.2	お散歩安全マップの作成・見直し(保育園、幼稚園、認定こども園)2	23	学校教育課	公立幼稚園は全園休園となるので、令和5年度以降、再開するまで事業を行う予定はない。	公立幼稚園は全園休園のため、実施はなかった。	公立幼稚園は全園休園のため、実施はなかった。	(公立幼稚園全園休園のため事業計画なし)
			87	交通安全施設設置事業	17	道路課	市道における危険箇所に交通安全施設の設置等を行うことにより、安全で円滑な交通環境を確保する。(照明灯設置 1か所)	設置数ゼロ	設置場所について地元や関係機関との協議に不測の日数を要したため、設置に至らなかった。今後は、より円滑に協議を行い、遅滞なく交通安全施設の設置を進めていきたい。	事業計画なし(受託元が予算を確保できなかったため、今年度は設置しない)
			88	市内公園設備管理事業	18	公園課	・遊具の定期点検を実施し、事故の未然防止に努める。 ・市内公園の遊具や休憩施設等の更新及び修繕を行い、安全で快適な公園環境を整備する。	市内公園の遊具の定期点検を実施するとともに、遊具や休憩施設等の更新及び修繕を行った。	遊具の定期点検を行ったことで、事故の未然防止が図られ、遊具による公園管理瑕疵事故件数が0件であった。 また、市内公園の遊具や休憩施設等の更新及び修繕の実施により、安全で快適な公園環境を整備することができた。	・遊具の定期点検を実施し、事故の未然防止に努める。 ・市内公園の遊具や休憩施設等の更新及び修繕を行い、安全で快適な公園環境を整備する。
			89	児童小遊園遊具整備補助事業	7	こども政策課(子ども福祉課)	神社や寺院の境内等における遊具の撤去に要する経費を補助する。	補助件数(=申請件数)2件(補助内容 プランコ等の撤去)	老朽化したプランコ、滑り台を撤去することで、子どもが安全に遊べる環境の整備を促進した。	神社や寺院の境内等における遊具の撤去に要する経費を補助する。
			90	公立保育園等環境整備事業(再掲)	8	こども保育課(子育て支援課)	園のバリアフリー化工事及び老朽化した設備の改修工事を行うことで安全・安心な教育・保育環境を維持する。	バリアフリー化工事及び老朽化した設備の改修工事を行った。 バリアフリー化 1園(令和4年度から繰越) 老朽化した空調設備の改修 5施設	計画的に老朽化した園舎等の改修を実施し、安全・安心な教育・保育環境を維持することができた。	園の老朽化した設備の改修工事を行うことで安全・安心な教育・保育環境を維持する。
			91	外壁落下防止対策事業	22	教育総務課	校舎等のタイルやモルタル等の点検を行い、危険箇所について落下防止工事を実施する。併せて、校舎等の予防保全化に向け、外壁の塗装や屋上への防水工事を実施する。(4校)	外壁落下防止対策及び予防保全対策 安居小学校ほか3校(安居小、清明小、社西小、大東中)	清明小学校外3校について、外壁落下防止対策に取り組みとともに、外壁塗装や屋上防水の予防保全対策を行った。 経年劣化等が進展する学校施設の計画的な維持・更新が必要である。	校舎等のタイルやモルタル等の点検を行い、危険箇所について落下防止工事を実施する。併せて、校舎等の予防保全化に向け、外壁の塗装や屋上への防水工事を実施する。(4校)
			92	窓ガラス飛散防止対策事業	22	教育総務課	事業完了により計画なし。	-	-	-
93	北部地域学校規模適正化事業	22	教育総務課	九頭竜中学校の建築工事の着手に向け、引き続き校舎等の実施設計に取り組みとともに、学校用地の造成工事を実施する。また、森田中学校について、増築工事を行うとともに、大規模改修に向けた耐力度調査を実施する。	九頭竜中学校について、敷地の造成工事を進めたほか、建築工事に係る実施設計を完了させ、工事着手した。また、森田中学校の校舎増築工事が完了した。	北部学校規模適正化について、計画的に取り組みを進めた。引き続き、令和8年4月の九頭竜中学校開校、令和9年4月の森田小学校2校化に向け、遅延なく取り組んでいくことが必要である。	九頭竜中学校の建築工事を進めていくほか、グラウンドや外構整備の着手に向けた準備を進めていく。また、森田小学校2校化を見据え、森田中学校の長寿命化改修に向けた実施設計を行う。			

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
					計画	実績	成果と課題	計画		
【3】保護者への子育て支援を充実します	8 子育て支援の充実	2.2 子育て支援事業の充実	94	乳児家庭全戸訪問事業	10	こども家庭センター(健康管理センター)	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、育児の不安や悩みを聞くなどの育児相談を助産師、保健師、看護師が実施する。	乳児家庭全戸訪問事業を実施し、子育て支援に関する情報提供や、育児相談を行った。 実施率 100.0%	生後4か月までの乳児の家庭を全戸訪問することができ、子育て支援に関する情報提供や、育児の不安や悩みを聞くなどの育児相談を行うことで、母の育児負担の軽減を図ることができた。	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、育児の不安や悩みを聞くなどの育児相談を助産師、保健師、看護師等が実施する。
			95	地域子育て支援拠点事業	8	こども政策課(子育て支援課)	市内11カ所に、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる子育て支援センターを開所する。 新型コロナウイルス感染症対策として実施してきた人数制限や予約制等、施設の利用方法について見直しを行う。	新型コロナウイルス感染症対策として実施してきた人数制限を廃止し、施設の規模に応じた定員設定による運営を行った。 また、清水区域から撤退する事業者の代わりに、新たな事業者を募集・決定した(令和6年4月開始)。 延べ利用者数 90,145人 講習会等実施回数 1,551回	講座や育児相談により、子育てに関する保護者の不安感等を緩和することができた。	市内11カ所に、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる子育て支援センターを開所する。
			96	すみずみ子育てサポート事業	8	こども政策課(子育て支援課)	社会的にやむを得ない事由により、家庭で一時的に児童(小学校3年生以下)を養育できない場合に、一時預かり等のサービス(11施設)を利用した際の利用料を一部補助することで、子育て世帯における経済的・精神的負担の軽減を図る。	家庭で保育が一時的に困難となった児童(小学校3年生以下)について、一時預かり等の利用料を一部助成した。 また、令和6年2月からは、夜間・早朝にも対応可能な居宅訪問事業者を1者追加するなど、サービスの拡充を図った。 延べ利用者数 19,212人	新たな居宅訪問事業者を追加し、既存施設の補助対象年齢制限を撤廃したことで、さらなる子育て支援の充実及び利用者の育児負担を軽減することができた。	保護者の通院、就職活動、冠婚葬祭等の理由により、家庭で一時的に児童(小学校3年生以下)を養育できない場合に、一時預かり等のサービス(12施設)を利用した際の利用料を一部補助することで、子育て世帯における経済的・精神的負担の軽減を図る。
			97	一時預かり事業	8	こども保育課(子育て支援課)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、1号認定子どもで保護者の就労等により、教育時間終了後や長期休業期間中に保育を必要とする入園児を、保育園、認定こども園、幼稚園において預かり、必要な教育・保育を行う。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等を保育園、認定こども園等で預かった。 一般型・余裕活用型延べ利用者 10,677人 幼稚園型・延べ利用者 106,549人	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等を保育園、認定こども園等で預かる取組を通じて、安心して子どもを産み育てることができ、環境づくりの強化を図ることができた。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、1号認定子どもで保護者の就労等により、教育時間終了後や長期休業期間中に保育を必要とする入園児を、保育園、認定こども園、幼稚園において預かり、必要な教育・保育を行う。
			98	病児保育事業	8	こども政策課(子育て支援課)	病気治療中または病気の回復期にある集団保育が困難な児童を一時的に保育し、子育てと就労の両立を支援する。	病気治療中または病気の回復期にある集団保育が困難な児童を一時的に保育した。 病児保育 2か所 病後児保育 4か所 延べ利用者数 3,878人	子育てと就労の両立の支援に繋げることができた。令和6年度も引き続き実施する。	病気治療中または病気の回復期にある集団保育が困難な児童を一時的に保育し、子育てと就労の両立を支援する。
			99	子育て支援短期利用事業	8	こども家庭センター(子育て支援課)	保護者の病気・仕事などの社会的事由で養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等(福井県済生会乳児院、吉江学園、ほほ咲みの郷)で、一時的に養育することで、児童及び家庭の福祉向上を図る。	児童養護施設等にて一時的に養育するショートステイ(短期入所生活援助)・トワイライトステイ(夜間養護)を実施した。 ショートステイ 3か所 延べ 621日 トワイライトステイ 3か所 延べ 2日	保護者の病気・仕事などの社会的事由で養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等で一時的に預かることで保護者の負担を軽減し、児童及び家庭の福祉向上に繋げることができた。	保護者の病気・仕事などの社会的事由で養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等(福井県済生会乳児院、吉江学園、ほほ咲みの郷)で、一時的に養育することで、児童及び家庭の福祉向上を図る。
		2.3 子育てにかかる経済的負担の軽減	100	出産育児一時金支給事業	9	保険年金課	国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給し、国民健康保険世帯の費用負担を軽減する。	国民健康保険世帯の出産に対する費用負担を軽減するため、国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給した。 対象者への出産育児一時金支給率 100%	引き続き、出産育児一時金支給率100%を維持していく。	国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給し、国民健康保険世帯の費用負担を軽減する。
			101	児童手当給付事業	7	こども政策課(子ども福祉課)	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校修了前までの児童の養育者に手当を支給する。	中学校修了までの児童に係る手当について支給した。 受給者数 16,308人(R6.2月支給者)	出生や転入などによる新規受給者にも適正に助成したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減につなげることができた。	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校修了前までの児童にかかる保険診療分の医療費について自己負担金を除き助成する。
			102	子ども医療費助成事業	7	こども政策課(子ども福祉課)	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校3年生相当までの児童にかかる保険診療分の医療費について自己負担金を除き助成する。	高校3年生相当までの児童に係る医療費について自己負担分を除き助成した。 受給者数 37,863人(R6.3月末認定者)	出生や転入などによる新規受給者にも適正に助成したことで、子育て世帯の経済的負担を軽減につなげることができた。	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校3年生相当までの児童にかかる保険診療分の医療費について自己負担金を除き助成する。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度	
						計画	実績	成果と課題	計画	
【3】保護者への子育て支援を充実します	8 子育て支援の充実	23 子育てにかかる経済的負担の軽減	103	養育医療給付事業	7	こども政策課(子ども福祉課)	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児にかかる医療費について、自己負担分を除き給付する。 受給者数 95人(R6.3月未申請者)	対象となる未熟児に係る医療費について、自己負担分を除いて助成した。なお、自己負担分についても子ども医療費助成の対象として助成した。	適切な入院養育が必要な未熟児に対して、医療費助成を行ったことで、子育て世帯の経済的負担を軽減につなげることができた。	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児にかかる医療費について、自己負担分を除き給付する。
			104.1	幼児教育・保育無償化事業 1	8	こども保育課(子育て支援課)	3～5歳児(幼稚園、認定こども園における1号認定の満3歳児も含む)、0～2歳児の非課税世帯について、幼稚園、保育園、認定こども園の保育料を無償化する。	3～5歳児等の保育料を無償化した。 対象者 5,340人(R6.3.1在園児)	保育料を無償化することで、保護者の経済的負担を減らし、安心して子どもを預けることができる環境を整えることができた。	3～5歳児(幼稚園、認定こども園における1号認定の満3歳児も含む)、0～2歳児の非課税世帯について、幼稚園、保育園、認定こども園の保育料を無償化する。
			104.2	幼児教育・保育無償化事業 2	5	障がい福祉課	3～5歳までの障がい児について、児童発達支援等の利用者負担の無償化を行う。	満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの障がい児全員の利用者負担の無償化を行った。 対象者 246名	利用者負担の無償化を行うことができた。	3～5歳までの障がい児について、児童発達支援等の利用者負担の無償化を行う。
			105	2人っ子・3人っ子支援	8	こども保育課(子育て支援課)	世帯の第二子(所得制限あり)及び第三子の保育料を無償化する。	世帯年収640万円相当未満の子育て世帯において、第二子等の保育料を無償化した。 対象者 1,409人(R6.3.1在園児)	保育料を無償化することで、保護者の経済的負担を減らし、安心して子どもを預けることができる環境を整えることができた。	世帯の第二子(所得制限あり)及び第三子の保育料を無償化する。 なお、令和6年9月からは第二子の保育料を完全無償化する。
			106	実費徴収に伴う補足給付事業(保育園、幼稚園、認定こども園)	8	こども保育課(子育て支援課)	国の事業実施要綱等を踏まえ、生活保護世帯について、所定の実費徴収に係る保護者負担額を補助する。	保護者負担額を補助した。 令和5年度決算額 公立:82,658円 私立:98,352円	保護者負担額を補助することで、保護者の経済的負担を減らし、安心して子どもを預けることができる環境を整えることができた。	生活保護世帯に対して、所定の実費徴収に係る保護者負担額を補助する。
			107	要・準要保護児童就学援助事業(再掲)	23	学校教育課	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費などを支援した。	適正に交付することができた。制度に関して、市政広報やHPで広報活動を行っているが、認知度向上のため、更なる方法を模索する必要がある。	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。
			108	要・準要保護生徒就学援助事業(再掲)	23	学校教育課	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費などを支援した。	適正に交付することができた。制度に関して、市政広報やHPで広報活動を行っているが、認知度向上のため、更なる方法を模索する必要がある。	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。
			109	小児慢性特定疾病医療費助成事業	12	地域保健課	小児慢性特定疾病医療費の患者負担分を一部助成する。申請手続きを行いやすくするために、引き続き更新申請は郵送中心に行う。継続的に支援が必要な対象者については、地区担当保健師が訪問等を行い相談支援を行う。	小児慢性特定疾病医療費の患者負担分を一部助成した。更新案内に返信用封筒を同封したため、郵送申請がほとんどであった。 認定数:192件	更新申請を郵送で行うことで、手続きの負担を軽減することができた。	小児慢性特定疾病医療費の患者負担分を一部助成する。更新は引き続き郵送で手続きできるようにし、必要時は地区担当保健師が訪問等で相談支援を行う。
	9 親意識の向上	24 家庭教育への支援の充実	110	保育園・認定こども園における親意識向上のための取組	8	こども保育課(子育て支援課)	保育園や認定こども園、公民館等で様々な子育て講座等を開催し、親子で参加することで、子どもとのふれあいを多く持ち、親としての意識向上を図る。	保育園や認定こども園、公民館等で様々な子育て講座等を開催し、親としての意識向上を図ることが出来た。 未就園児の親に向けた講座を開催している園の比率 99%(96園/97園)実施	親子で参加する様々な子育て講座等を通じて、親としての学びを深めるとともに、育児に対する意識の向上を図ることができた。また、公立園における子育て講座等の取組事例を私立園に紹介したことで、私立園の中でも同様の取組に着手する園が増えてきている。	保育園や認定こども園、公民館等で様々な子育て講座等を開催し、親子で参加することで、子どもとのふれあいを多く持ち、親としての意識向上を図る。
			111	公民館教育事業(家庭教育)	26	生涯学習課	家庭の教育力の向上を目的に、地域の保育園、認定こども園、幼稚園、学校などの公的機関とも連携し、子育て相談会や親子での体操教室や工作教室などの家庭教育事業を全公民館において実施する。	全公民館(一光公民館除く)において、子育て相談会や親子での体操教室や工作教室など、家庭教育事業を実施した。 実施館:49館	公民館主催又は地域の公的機関や団体と共催し、家庭の教育力向上に資する講座を実施することができた。次年度も柔軟な工夫を行い、事業を実施していく。	家庭の教育力の向上を目的に、地域の保育園、認定こども園、幼稚園、学校などの公的機関とも連携し、子育て相談会や親子での体操教室、工作教室などの家庭教育事業を全公民館において実施する。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
							計画	実績	成果と課題	計画
【3】保護者への子育て支援を充実します	9 家庭における親意識の向上	2.4 家庭教育への支援の充実	112	ブックスタート事業	2.9	みどり図書館	生後3か月以上3歳未満の子ども及びその保護者を対象に、地域全体で子育てを応援するメッセージを伝えながら絵本2冊、子育て支援情報を布製バックに入れたブックスタートバックを贈呈する。健康管理センターの1歳半健診会場と、毎月1回指定日を設け、みどり図書館・桜木図書館会場で行う。 実施予定回数 60回	健康管理センターの1歳半健診会場及び毎月1回の指定日に、みどり図書館や桜木図書館の会場でブックスタートバック贈呈を行った。また、あわせて図書館の窓口で、随時ブックスタートバックを贈呈した。 ブックスタート実施回数 57回	リニューアル工事により市立図書館が休館のため、ブックスタート開催回数が減少した。 (開催回数 対前年度 3回減) 一方で、昨年度と同様に田原町ミニ図書館、みどり図書館、桜木図書館の窓口で随時受付を行ったことで、前年度の1,875名と同程度の1,882名に贈呈することができた。	生後3か月以上3歳未満の子ども及びその保護者を対象に、地域全体で子育てを応援するメッセージを伝えながら絵本2冊、子育て支援情報を布製バックに入れたブックスタートバックを贈呈する。健康管理センターの1歳半健診会場と、毎月1回指定日を設け、図書館・みどり図書館・桜木図書館会場で行う。 実施予定回数 70回
			113	子育てファミリー応援講座	3.0	みどり図書館	乳幼児期の子どもと保護者を対象に、「音楽会」や「子育て講座」など、子育て中の家族に対して、子育てファミリー応援講座の実施に取り組む。また、講座に多くの方が参加できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として設けていた参加人数制限の見直しを行う。 実施予定数 4講座	乳幼児期の子どもを対象に、「ちいさな子のためのはじめての音楽会」や「わらべうた講座」など、子育てファミリー応援講座を実施した。 子育てファミリー応援実施数 6講座	専門家が講師となっているため、参加者にとって学びが多い講座となった。行事に参加することが、乳幼児と保護者の図書館利用のきっかけとなっている。	子育て中の家族に対して、子育てファミリー応援講座の実施に取り組む。 実施予定数 1講座
			114	生涯スポーツ推進事業	2.8	スポーツ課	スポーツを通して親子のふれあいと、健やかな子どもの育成を図るため、親子や家族で参加するスポーツ活動の機会として「ファミリーミニマラソン大会」を開催する。 参加者 389組 901人	親子や家族で参加するスポーツ活動の機会として、ファミリーミニマラソン大会を開催した。 参加者 389組 901人	親子やファミリーが協力して走ることで、家族の一体感が強まったと感じられた。また、大会に合わせて、サッカーやボクシングの体験もでき、参加者は様々なスポーツを体験することができた。	スポーツを通して、親子のふれあいと健やかな子どもの育成を図るため、親子や家族で参加するスポーツ活動の機会として、「ファミリーミニマラソン大会」を開催する。
			115	家族ふれあい推進事業	2.3	学校教育課(青少年課)	「家族ふれあい絵手紙コンクール」を実施し、表彰式終了後、優秀作品展示を市内5か所で開催する。毎月15日の「青少年育成の日」、毎月第3日曜日の「家庭の日」の啓発をする。 作品応募数 5,866点	家族ふれあい絵手紙コンクールを実施し、表彰式終了後、アオッサ、ベル、MEGAF、林UNY福井店、ワイブラザ新保店、県ふるさと文学館において、優秀作品を展示した。 作品応募数 5,866点	より多く市民に「家族ふれあい絵手紙コンクール」の入賞作品を鑑賞できる場を提供し、家族がふれあうことの意義や大切さの意識啓発を図った。	家族ふれあい絵手紙コンクールを実施し、表彰式終了後、優秀作品展示を市内5か所で開催する。また、より多くの市民に展示作品を鑑賞してもらえるよう、他団体(青少年育成市民会議)のパネル展と合同で実施する。
		116	男女共同参画センター事業(子育てパパカレッジ)	3	女性活躍促進課	子育ての楽しさを父親に感じてもらうことで、家庭における父親の積極的な育児参画を促す講座を開催する。 講座開催数 5回	料理や科学実験など、子どもとふれあいながら様々な体験をすることで、父親に子育ての楽しさを実感してもらう講座を開催した。 講座 開催数6回 参加者数127人	子どもと共同作業を行うことで、父親が子育ての楽しさを実感できる機会を提供した。今後も子育てパパカレッジを通じて、父親の主体的な育児参画の促進につなげていく。	引き続き、子育ての楽しさを父親に感じてもらうことで、家庭における父親の積極的な育児参画を促す講座を開催する。 講座開催数 5回	
		117	女性活躍応援事業(家庭編)	3	女性活躍促進課	家庭における女性の負担軽減を図るため、男性の家事・育児への参画を促す「家事・育児シェア見える化シート」活用講座を開催する。また、家事の時短や楽しさをテーマに「パパ家事応援講座」を開催し、家事の時間や手間を省く工夫や家事が楽しくなるコツを男性に体験してもらうことで、男性の家事参画の意欲向上を図る。 講座 開催数7回 参加者数276人	家庭における女性の負担軽減を図るため、男性の家事・育児への参画を促す「家事・育児シェア見える化シート」活用講座を開催した。 新たに、家事の時間や手間を省く工夫や、家事が楽しくなるコツを男性に体験してもらう「パパ家事応援講座」を開催した。 講座 開催数3回 参加者数59人	男性の家事・育児参画への意識向上は図れたが、「仕事忙しい」「家事はハードルが高い」等の理由により、まだまだ家事・育児の参画が進んでいるとは言えない状況であるため、引き続き、男性の家事・育児への参画を促していく。	引き続き、家庭における女性の負担を軽減するため、男性の家事・育児への参画を促す「家事・育児シェア見える化シート」活用講座を開催する。 講座開催数 4回 また、家事の時短や楽しさをテーマに「パパ家事応援講座」を開催し、家事の時間や手間を省く工夫や、家事が楽しくなるコツを男性に体験してもらうことで、男性の家事参画の意欲向上を図る。 講座開催数 2回	
		2.5 父親の家事・育児参画の推進								

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属	令和5年度			令和6年度	
						計画	実績	成果と課題	計画	
【4】社会全体で子どもの育ちを支えます	10 職域における支援体制の整備	25 父親の家事・育児参画の推進	118	イクメン応援事業	8	子ども保育課(子育て支援課)	イクメン向けの講座を開催し、はくくむ.netに掲載する。	ばんだルーム(地域子育て支援センター)で父親向けの講座を開催した。 参加組数 21組	絵本の読み聞かせやふれあい遊び、パパと遊ぶ企画や講座の開催を通じて、父親の育児参画を推進することができた。	地域子育て支援センターで、父親の育児参画を図るための講座を実施する。
			119	魅力ある職場づくり推進事業	14	しごと支援課	育児短時間勤務制度等や出生時育児休業制度利用促進のため、育児と仕事を両立できる職場環境を整備し、各種制度を利用させた企業に奨励金を支給する。 また、働きやすい就労環境の改善を促進するために市内企業の事業主を対象としたセミナーを開催する。	育児・介護休業や短時間勤務制度等の利用促進のため、育児・介護と仕事の両立を図る企業へ奨励金を支給したが、問合せの少ない事業であったため、令和5年に受付を終了した。 支給件数 ・育児短時間勤務制度等利用促進奨励金 2件 ・育児休業代替要員確保支援奨励金 0件 働きやすい就労環境の改善を促進するため、市内企業の事業主を対象としたセミナーを開催した。 開催日等 令和5年9月21日、 参加企業数:31社	奨励金の交付については、申請件数が少ないため、令和5年度で事業を終了した。 働きやすい就労環境づくりのため、「令和時代の魅力的な職場環境の構築と活用法」と題してセミナーを開催した。参加者アンケートでは、「参考になった」と回答した割合が88%であった。	働きやすい就労環境の改善を促進するため、市内企業の事業主を対象としたセミナーを開催する。
			120	中小企業労働相談事業(再掲)	14	しごと支援課	中小企業雇用促進相談員を配置し、市内企業を訪問して、雇用や採用状況等の現状と課題の聞き取りを行うとともに、国の補助金制度をはじめとする各種支援制度について情報提供を行う。	中小企業雇用促進相談員が企業を訪問し、制度周知などを行った。 企業訪問数:248社	R5年度は1社あたりの訪問時間を延ばし、企業の課題等をより深く聞き取りしうえで、子育てがしやすい、働きやすい職場環境づくりのための制度について情報提供を行った。	中小企業雇用促進相談員を配置し、市内企業を訪問して、雇用や採用状況等の現状と課題の聞き取りを行うとともに、国の補助金制度をはじめとする各種支援制度について情報提供を行う。
		26 ワーク・ライフ・バランスの推進	121	子育てファミリー応援企業登録事業	3	女性活躍促進課	「子育てファミリー応援企業」に登録する企業を増やすとともに、女性活躍応援事業と連携し、更なる男女共同参画や女性活躍に関する意識啓発を図る。	新規登録企業の増加を図るとともに、男性育休や女性活躍に関するセミナーへの参加を促し、男女共同参画や女性活躍に関する意識啓発を図った。 子育てファミリー応援企業 登録数205社	新規登録企業が増えるなど、男女共同参画や女性活躍に関する意識改革を促すことができた。 今後も企業に意識啓発を図り、女性が働きやすい職場環境整備を推進していく。	引き続き、「子育てファミリー応援企業」に登録する企業を増やすとともに、女性活躍応援事業と連携し、更なる男女共同参画や女性活躍に関する意識啓発を図る。
			122	女性活躍応援事業(企業編)	3	女性活躍促進課	県内企業におけるFukureaの活用を促進し、企業の主体的な取組促進を図る。 また、女性管理職登用や長時間労働削減等に取り組む福井市の企業の優良な取組事例を広く発信し、各企業の横展開を図る。 また、新たに、市内企業3社に対して、男性の育休取得を促進させる制度構築や仕組みづくりをサポートする社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、その取組過程をまとめたデジタル冊子を広く発信することで、ワーク・ライフ・バランスが図られた職場環境づくりを推進していく。	女性の交流会参加企業をはじめ、多くの県内企業にWEB診断システム「Fukurea」の導入促進を図った。 Fukurea導入企業数 115社 多様な働き方を実践する企業5社の優良事例発表会を開催した。 事例発表会 参加者数42人 モデル企業3社に、男性の育休取得を促進させる制度構築や仕組みづくりをサポートするアドバイザーを派遣し、その取組事例を市ホームページやSNS、テレビ等で発信した。 事例発信 閲覧数812件	企業訪問によるFukurea導入を促した結果、導入企業数は115社となったが、導入企業から、Fukurea診断結果によって把握した課題を具体的にどう改善していけば良いかわからないといった声もあった。 優良事例発表会に参加した企業へのアンケートで、96.9%が「女性活躍やワーク・ライフ・バランスなど柔軟な働き方を進める意欲が高まった」と回答があり、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の増加が図られた。 モデル企業3社にアドバイザーを派遣し、男性育休を促進する制度構築や仕組みづくりなど、各社の課題に応じた独自の取組を行った。また、モデル企業の取組内容を取りまとめ、市ホームページやSNS、テレビ等により市内企業に広く周知することで、ワーク・ライフ・バランスが図られた職場環境づくりを推進した。	引き続き、県内企業におけるFukureaの活用を促進し、企業の主体的な取組促進を図る。 また、課題解決に悩むFukurea導入企業に対して、社会保険労務士がアドバイスすることで、多様な働き方を進める企業を後押ししていく。 引き続き、モデル企業3社の取組内容を、広く周知し、男性育休推進をはじめ、仕事と家庭を両立出来る職場環境づくりに取り組む企業を増やしていく。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
							計画	実績	成果と課題	計画
【4】社会全体で子どもの育ちを支えます	1-1 地域における支援体制の整備	27 地域における教育力の向上	123	多機能よろず茶屋設置事業	6	地域包括ケア推進課	・高齢者のふれあいや仲間づくりの場を支援し、地域のコミュニティ力を高めるとともに、世代間の交流や子どもの見守り事業への取組を促す。 ・新たに設置したよろず茶屋を訪問する際、高齢者と地域の児童等との世代間交流の取組を促す。	多機能よろず茶屋(ささえあいの家)において、子ども食堂、世代間交流、シルバークラブなどの事業を実施した。	事業を通して高齢者、児童、児童の親の三世代が交流できた。	・高齢者のふれあいや仲間づくりの場を支援し、地域のコミュニティ力を高めるとともに、世代間の交流や子どもの見守り事業への取組を促す。 ・新たに設置したよろず茶屋を訪問する際、高齢者と地域の児童等との世代間交流の取組を促す。
			124	地区敬老事業	6	地域包括ケア推進課	敬老の精神を培うと共に、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的に敬老会や世代間交流事業、軽スポーツ大会等の生きがい支援事業を開催する。また、これらを通じて園児や小学生等と世代を超えた交流を行う。	市内44地区で敬老会を開催し、敬老会対象者へ児童からの手紙等を添えた記念品を贈呈し、敬老の精神を養うとともに世代間の交流を図った。 また、高齢者と児童がともに行う、工作教室や軽スポーツ大会等を通じて、児童の敬老に対する意識を深めることができた。	敬老に対する地域の児童の意識を高める機会となった。少子高齢化が進む中、今後、高齢者が安心して生活を送るためにも、世代間交流事業を通じて、児童や子育て世帯における地域支え合いの意識向上を図っていく必要がある。	敬老の精神を培うと共に、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的に、敬老会や世代間交流事業、軽スポーツ大会等の生きがい支援事業を開催する。また、これらを通じて園児や小学生等と世代を超えた交流を行う。
		125	保育園・認定こども園地域活動事業	8	こども保育課(子育て支援課)	公立保育園・認定こども園において、地域活動事業を実施し、地域の高齢者及び児童、地域の乳幼児を持つ保護者と触れ合う。	公立保育園・認定こども園において、地域の高齢者及び児童、地域の乳幼児と関わる様々な行事を実施した。 実施回数 155回	様々な地域行事を通じて、地域の高齢者、児童及び乳幼児を持つ保護者と触れ合うことで、地域とのつながりを強化することができた。	公立保育園・認定こども園において、地域活動事業を実施し、地域の高齢者及び児童、地域の乳幼児を持つ保護者と触れ合う。	
		126	地域教育力活性化事業	26	生涯学習課	家庭・学校及び地域の結びつきを深める事業(講演会、ふれあいコンサート、指導者研修会など)をPTAが中核となって実施する。	全5ブロックでそれぞれ事業を実施した。 ・(Aブロック)そば打ち体験(11月) ・(Bブロック)子どもとの接し方講演会、スポーツ交流会(7月) ・(Cブロック)親子参加型サイエンスショー(9月) ・(Dブロック)スポーツ交流会(9月) ・(Eブロック)座禅・写経体験、スポーツ交流会(9月) 全小中学校の各単位PTAを5つのブロックに分け、それぞれのブロック単位で当該事業を実施。	アフターコロナとしてスポーツ等の参加型の事業を中心に、各ブロックが工夫を行いながら実施できた。 次年度も、柔軟な発想・手法により、事業の継続への支援を行っていく。	家庭・学校及び地域の結びつきを深める事業(講演会、スポーツ交流会、指導者研修会など)をPTAが中核となって実施する。	
		127	青少年育成団体活動支援事業	27	こども育成課(青少年課)	・見守り活動や危険箇所点検などの青少年の健全育成活動を支援する。(青少年育成福井市民会議) ・ジュニアリーダーの研修会を実施する。(子ども会育成連合会)	・見守り活動や危険箇所点検などの青少年の健全育成活動を支援する。(青少年育成福井市民会議) ・ジュニアリーダーの研修会を実施する。(子ども会育成連合会)	・青少年育成福井市民会議に補助金を交付し、小学生の見守りや中学生の安全確保を図る活動を支援した。 ・ジュニアリーダーの研修会を、夏と春に2回実施した。(子ども会育成連合会)	・支援により、児童生徒の安全安心な環境づくりへの取組推進を図った。(青少年育成福井市民会議) ・研修会を通じて「子どもの手による子ども会活動」の中心となるリーダーの育成を図った。(子ども会育成連合会)	
		128	スポーツ協会育成事業	28	スポーツ課	・地域に根差したスポーツ少年団活動を通じて、子どもの連帯感や社会性を育む。 ・生涯にわたりスポーツを楽しめるように、各種スポーツ大会や教室などを開催する。	・スポーツ少年団活動は、結団式や交流大会など、コロナ禍前と同程度まで開催することができた。 ・各種スポーツ大会やスポーツ教室などを開催した。	・結団式や交流大会など、コロナ禍前のように開催できたが、年々団数の減少により参加団が減ってきている。 ・スポーツ教室は内容を変更したことにより、参加者が増加した。	・地域に根差したスポーツ少年団活動を通じて、子どもの連帯感や社会性を育む。 ・生涯にわたりスポーツを楽しめるように、各種スポーツ大会や教室などを開催する。	
		129	学校体育施設開放事業	22	教育総務課	児童生徒や市民のスポーツ活動の場を確保するため、学校教育に支障がない範囲で、小学校及び中学校の体育施設(校庭・体育館)を地域住民等に開放する。	小学校及び中学校の体育館・校庭を開放したことにより、広く市民の利用に資することができた。 令和5年度年間利用者 551,771人	特定の団体に偏ることなく、利用を希望する団体が公平・公正に使用できる仕組みを構築することが必要。	地域クラブ移行に向け、制度内容(使用料含む)の見直しを行う。	

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和5年度			令和6年度
							計画	実績	成果と課題	計画
【4】社会全体で子どもの育ちを支えます	1 1 支援体制の整備	28 地域の人材を活用した子育て支援機能の向上	130	地域での子育てや孫育ての支援	8	こども政策課(子育て支援課)	公民館や図書館、子育て支援センター等で子育て・孫育て講座を開催し、祖父母や地域の人々との交流を通して、子どもの社会性を育み、成長を見守る地域づくりを行う。	地域の実情やニーズに応じた子育て・孫育て出前講座を開催した。 出前講座開催 22回	子育て・孫育て講座において、祖父母や地域の人々と交流することで、子どもの社会性を育み、地域で子どもの成長を見守る体制づくりの一助とすることができた。	公民館や図書館、子育て支援センター等で子育て・孫育て講座を開催し、祖父母や地域の人々との交流を通して、子どもの社会性を育み、成長を見守る地域づくりを行う。
			131	保健衛生推進員会育成事業	10	こども家庭センター(健康管理センター)	地域の健康づくりの推進を担う保健衛生推進員が、地域での子育て支援や見守りを行えるよう、母子保健サービス等について学ぶ機会を作る。	地区教室3回 にこにこ相談会12回	新型コロナウイルスの影響もあり、地域での母子保健活動の実施が困難であった。コロナ禍で実施できなかった地域での子育て支援や見守りについて、保健衛生推進員会等と協働し、地区教室等の取組を検討し実施につなげていくことが必要。	地域の健康づくりの推進を担う保健衛生推進員が、地域での子育て支援や見守りを行えるよう協働した取り組みを推進する。
			132	主任児童委員研修事業	7	こども家庭センター(子ども福祉課)	主任児童委員・児童委員が地域における見守りが行えるよう、専門性を高める機会を提供するため、研修会を開催する。	主任児童委員を対象に、「児童福祉・ひとり親家庭支援」に関する研修を実施した。 研修会開催 1回	主任児童委員を対象に研修会を開催し、専門家等からの講義を受けることで、地域における子どもの見守りにつなげることができた。	令和6年度も引き続き、主任児童委員・児童委員が地域における見守りが行えるよう、専門性を高める機会を提供するため研修会を開催する。
	1 2 行政における推進体制の強化	29 関係機関との連携と一元的な情報提供	133	利用者支援事業(子育て支援)	8	こども保育課(子育て支援課)	市の窓口にて子育て総合相談員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供及び助言を行う。	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供及び助言を行った。 利用者支援窓口対応 3,503件 育児相談 69件	生活習慣や発達などの育児相談や、近年急増する入園相談に対する支援を通じて、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに寄与することができた。	市の窓口にて子育て総合相談員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供及び助言を行う。
			134	妊娠・子育てサポートセンターふくっこ事業(再掲)	10	こども家庭センター(健康管理センター)	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施やプレママ教室の開催、助産師や心理カウンセラーによる相談対応を行い、引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施する。	妊娠届出時の面接:1,815件 来所相談:1,019人 プレママ教室:12回 213人 助産師ママくらぶ:34回 635人 助産師相談:12回 20人 心理カウンセラー相談:17回 26人	計画通り実施し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援を実施することができた。	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施やプレママ教室の開催、助産師や心理カウンセラーによる相談対応を行い、引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施する。
			135	子育て情報発信事業	8	こども政策課(子育て支援課)	「はぐくむ.net」と「ふくいくネ！」内で結婚から妊娠・出産、子育てまで、支援に関する情報提供を行う。	「はぐくむ.net」内で結婚から妊娠・出産、子育てに関する情報提供を行った。また、母子健康手帳アプリ【福井市子育てアプリ「ふくいくネ！」】を通して、子育て等に関する情報を発信した。 はぐくむ.net閲覧数 19,640件 ふくいくネ 登録者数 1,664名	はぐくむ.netで様々な情報発信を行うとともに、母子健康手帳アプリ「ふくいくネ！」を通して、登録者の環境(妊娠中、子育て中等)に応じ、必要な情報発信を行った。	「はぐくむ.net」と「ふくいくネ！」内で結婚から妊娠・出産、子育てまで、支援に関する情報提供を行う。